

## 諮 問 事 項

- ① 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定による騒音を規制する地域の指定について
- ② 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定による振動を規制する地域の指定について
- ③ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定による地域（騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域）の指定について

① 早島町内における騒音規制法の規定による騒音を規制する地域の指定について（案）

○ 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定による騒音を規制する地域及び同法第 4 条第 1 項の区域の区分（詳細は別図のとおり）

1 特定工場等に係る区域の区分

< 指定前 >

| 第 1 種区域     | 第 2 種区域                              | 第 3 種区域         | 第 4 種区域 |
|-------------|--------------------------------------|-----------------|---------|
| 第一種低層住居専用地域 | 第一種中高層住居専用地域<br>第一種住居地域<br>用途地域以外の地域 | 近隣商業地域<br>準工業地域 | 工業地域    |

< 指定後 >

| 第 1 種区域     | 第 2 種区域                                                     | 第 3 種区域         | 第 4 種区域 |
|-------------|-------------------------------------------------------------|-----------------|---------|
| 第一種低層住居専用地域 | 第一種中高層住居専用地域<br><b>第二種中高層住居専用地域</b><br>第一種住居地域<br>用途地域以外の地域 | 近隣商業地域<br>準工業地域 | 工業地域    |

2 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号）の別表の備考に掲げる自動車騒音の限度に係る区域の区分

< 指定前 >

| a 区域                        | b 区域                 | c 区域                    |
|-----------------------------|----------------------|-------------------------|
| 第一種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域 | 第一種住居地域<br>用途地域以外の地域 | 近隣商業地域<br>準工業地域<br>工業地域 |

< 指定後 >

| a 区域                                               | b 区域                 | c 区域                    |
|----------------------------------------------------|----------------------|-------------------------|
| 第一種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域<br><b>第二種中高層住居専用地域</b> | 第一種住居地域<br>用途地域以外の地域 | 近隣商業地域<br>準工業地域<br>工業地域 |

## 【参考】規制基準

### 1 特定工場等に係る規制基準

| 時間区分 |                          | 区域の区分   |         |         |         |
|------|--------------------------|---------|---------|---------|---------|
|      |                          | 第 1 種区域 | 第 2 種区域 | 第 3 種区域 | 第 4 種区域 |
| 昼    | 7:00～20:00               | 50 dB   | 60 dB   | 65 dB   | 70 dB   |
| 朝夕   | 5:00～7:00<br>20:00～22:00 | 45 dB   | 50 dB   | 60 dB   | 65 dB   |
| 夜    | 22:00～<br>翌日の 5:00       | 40 dB   | 45 dB   | 50 dB   | 55 dB   |

### 2 特定建設作業に係る規制基準

| 規制種別 | 区域の区分                                                                                                       |                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
|      | 第 1 号区域                                                                                                     | 第 2 号区域                 |
| 区域区分 | 騒音に係る指定地域のうち第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域の全域並びに第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域 | 第 1 号区域以外の区域            |
| 基準値  | 85 dB                                                                                                       | 85 dB                   |
| 作業時間 | 19:00～翌日 7:00 の時間内でないこと                                                                                     | 22:00～翌日 6:00 の時間内でないこと |
| 作業期間 | 1 日当たり 10 時間を超えないこと                                                                                         | 1 日当たり 14 時間を超えないこと     |
|      | 連続 6 日を超えないこと                                                                                               | 連続 6 日を超えないこと           |
| 作業日  | 日曜日その他の休日でないこと                                                                                              | 日曜日その他の休日でないこと          |

### 3 自動車騒音に係る要請限度

| 時間区分                                                                                                                   |                    | 区域の区分 |        |       |        |        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------|--------|-------|--------|--------|
|                                                                                                                        |                    | a 区域  |        | b 区域  |        | c 区域   |
|                                                                                                                        |                    | 1 車線  | 2 車線以上 | 1 車線  | 2 車線以上 | 1 車線以上 |
| 昼                                                                                                                      | 6:00～22:00         | 65 dB | 70 dB  | 65 dB | 75 dB  | 75 dB  |
| 夜                                                                                                                      | 22:00～<br>翌日の 6:00 | 55 dB | 65 dB  | 55 dB | 70 dB  | 70 dB  |
| 上記のうち幹線交通を担う道路に近接する空間については、次の値が適用される。<br>昼 75 dB                      夜 70 dB                                          |                    |       |        |       |        |        |
| <b>【幹線交通を担う道路に近接する空間】</b><br>高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道において、2 車線以下の場合<br>は道路端から 15m の範囲、3 車線以上の場合には道路端から 20m の範囲 |                    |       |        |       |        |        |

② 早島町内における振動規制法の規定による振動を規制する地域の指定について（案）

○ 振動規制法第3条第1項の規定による振動を規制する地域及び同法第4条第1項に規定する区域の区分（詳細は別図のとおり）

1 特定工場等に係る区域の区分

<指定前>

| 第1種区域                                               | 第2種区域                   |
|-----------------------------------------------------|-------------------------|
| 第一種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域<br>第一種住居地域<br>用途地域以外の地域 | 近隣商業地域<br>準工業地域<br>工業地域 |

<指定後>

| 第1種区域                                                                      | 第2種区域                   |
|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 第一種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域<br><b>第二種中高層住居専用地域</b><br>第一種住居地域<br>用途地域以外の地域 | 近隣商業地域<br>準工業地域<br>工業地域 |

2 振動規制法施行規則別表第2の備考1に掲げる道路交通振動の限度に係る区域の区分

<指定前>

| 第1種区域                                               | 第2種区域                   |
|-----------------------------------------------------|-------------------------|
| 第一種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域<br>第一種住居地域<br>用途地域以外の地域 | 近隣商業地域<br>準工業地域<br>工業地域 |

<指定後>

| 第1種区域                                                                      | 第2種区域                   |
|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 第一種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域<br><b>第二種中高層住居専用地域</b><br>第一種住居地域<br>用途地域以外の地域 | 近隣商業地域<br>準工業地域<br>工業地域 |



## 【参考】規制基準

### 1 特定工場等に係る振動の規制基準

| 振<br>動 | 時間区分 |                    | 第 1 種区域 | 第 2 種区域 |
|--------|------|--------------------|---------|---------|
|        | 昼    | 7:00～20:00         | 60 dB   | 65 dB   |
|        | 夜    | 20:00～<br>翌日の 7:00 | 55 dB   | 60 dB   |

### 2 特定建設作業に係る規制基準

| 規制種別 | 区 域 の 区 分                                                                                                    |                         |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
|      | 第 1 号区域                                                                                                      | 第 2 号区域                 |
| 区域区分 | 振動に係る指定地域のうち第 1 種区域の全域、第 2 種区域のうち工業地域を除く（工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域を含む）区域 | 第 1 号区域以外の区域            |
| 基準値  | 75 dB                                                                                                        | 75 dB                   |
| 作業時間 | 19:00～翌日 7:00 の時間内でないこと                                                                                      | 22:00～翌日 6:00 の時間内でないこと |
| 作業期間 | 1 日当たり 10 時間を超えないこと                                                                                          | 1 日当たり 14 時間を超えないこと     |
|      | 連続 6 日を超えないこと                                                                                                | 連続 6 日を超えないこと           |
| 作業日  | 日曜日その他の休日でないこと                                                                                               | 日曜日その他の休日でないこと          |

### 3 道路交通振動に係る要請限度

| 時間区分 |                | 第 1 種区域 | 第 2 種区域 |
|------|----------------|---------|---------|
| 昼    | 7:00～20:00     | 65 dB   | 70 dB   |
| 夜    | 20:00～翌日の 7:00 | 60 dB   | 65 dB   |

③早島町内における環境基本法の規定による騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について（案）

○ 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域（詳細は別図のとおり）

<指定前>

| 類型 A A | 類型 A                        | 類型 B                 | 類型 C                    |
|--------|-----------------------------|----------------------|-------------------------|
| —      | 第一種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域 | 第一種住居地域<br>用途地域以外の地域 | 近隣商業地域<br>準工業地域<br>工業地域 |

<指定後>

| 類型 A A | 類型 A                                        | 類型 B                 | 類型 C                    |
|--------|---------------------------------------------|----------------------|-------------------------|
| —      | 第一種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域<br>第二種中高層住居専用地域 | 第一種住居地域<br>用途地域以外の地域 | 近隣商業地域<br>準工業地域<br>工業地域 |

【参考】騒音に係る環境基準

一般地域の環境基準

| 時間区分 |                    | 類型 A A   | 類型 A     | 類型 B     | 類型 C     |
|------|--------------------|----------|----------|----------|----------|
| 昼間   | 6:00～22:00         | 50 dB 以下 | 55 dB 以下 | 55 dB 以下 | 60 dB 以下 |
| 夜間   | 22:00～<br>翌日の 6:00 | 40 dB 以下 | 45 dB 以下 | 45 dB 以下 | 50 dB 以下 |

道路に面する地域の環境基準

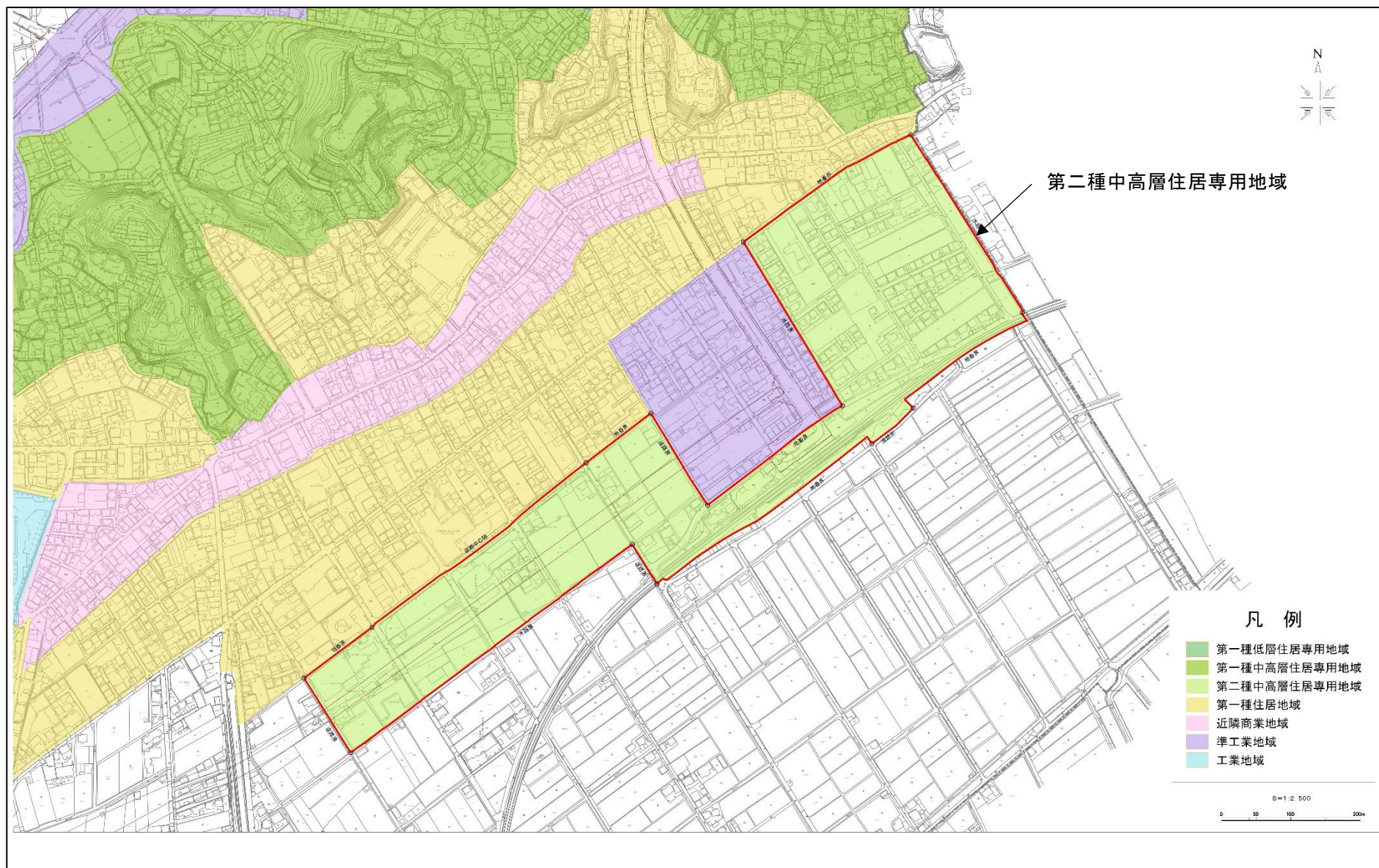
| 時間区分 |                    | 類型 A A | 類型 A                | 類型 B                | 類型 C     |
|------|--------------------|--------|---------------------|---------------------|----------|
|      |                    |        | 2 車線以上の車線<br>を有する道路 | 2 車線以上の車線<br>を有する道路 | 車線を有する道路 |
| 昼間   | 6:00～22:00         |        | 60dB 以下             | 65dB 以下             | 65dB 以下  |
| 夜間   | 22:00～<br>翌日の 6:00 |        | 55dB 以下             | 60dB 以下             | 60dB 以下  |

【幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準】

|    |                |         |
|----|----------------|---------|
| 昼間 | 6:00～22:00     | 70dB 以下 |
| 夜間 | 22:00～翌日の 6:00 | 65dB 以下 |

個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45dB 以下、夜間：40dB 以下）によることができる。

【別図：騒音規制法及び振動規制法並びに環境基本法関係（指定後）】



# 騒音・振動規制のあらまし

令和5年7月

岡山県環境文化部環境管理課



# 目 次

## 1 騒音規制法及び振動規制法

- (1) 騒音規制法・振動規制法の概要・・・・・・・・・・ 1
- (2) 指定地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 工場・事業場に係る規制・・・・・・・・・・ 14
- (4) 建設作業に係る規制・・・・・・・・・・ 22
- (5) 自動車騒音・道路交通振動・・・・・・・・・・ 26

## 2 騒音に係る環境基準

- (1) 環境基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- (2) 一般地域及び道路に面する地域・・・・・・・・・・ 28
- (3) 新幹線鉄道騒音・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- (4) 航空機騒音・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

## 3 騒音の性質と表記方法

- (1) 騒音レベル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- (2) 重合音・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- (3) 騒音レベルの平均値・・・・・・・・・・ 39
- (4) 騒音の距離減衰・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

## 4 振動の性質と表記方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

## 5 低周波音・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

## 1 騒音規制法及び振動規制法

### (1) 騒音規制法・振動規制法の概要

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）及び振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）では、住民の生活環境を保全するため、工場や事業場、建設作業及び道路交通から発生する騒音・振動について規制しています。

これらの法律では、騒音や振動を防止するため、生活環境を保全する地域（指定地域）内において著しく騒音や振動を発生する施設（特定施設）を設置する工場等（特定工場等）から発生する騒音や振動に対して、規制基準を設けて、これを遵守するように規定しています。

また、指定地域内において著しく騒音や振動を発生する建設作業（特定建設作業）についても、規制基準を設けています。

特定施設の設置、変更又は特定建設作業の実施に際しては、事前に市町村長に対して届出を行うこととされており、特定工場等や特定建設作業から発生する騒音や振動が、規制基準を超え周辺の生活環境が著しく損なわれている場合は、改善勧告や改善命令の対象となります。

一方、自動車騒音や道路交通振動により、周辺の生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は、公安委員会に道路交通法の規定による措置を要請することなどが定められています。

#### 【法の対象】

##### ◎ 工場・事業場の騒音・振動

【特定工場等に係る規制】⇒ p 1 4

##### ◎ 建設工事の騒音・振動

【特定建設作業に係る規制】⇒ p 2 2

##### ◎ 自動車の騒音・振動

【自動車騒音】

【道路交通振動】

} ⇒ p 2 6



図1 騒音規制法の体系

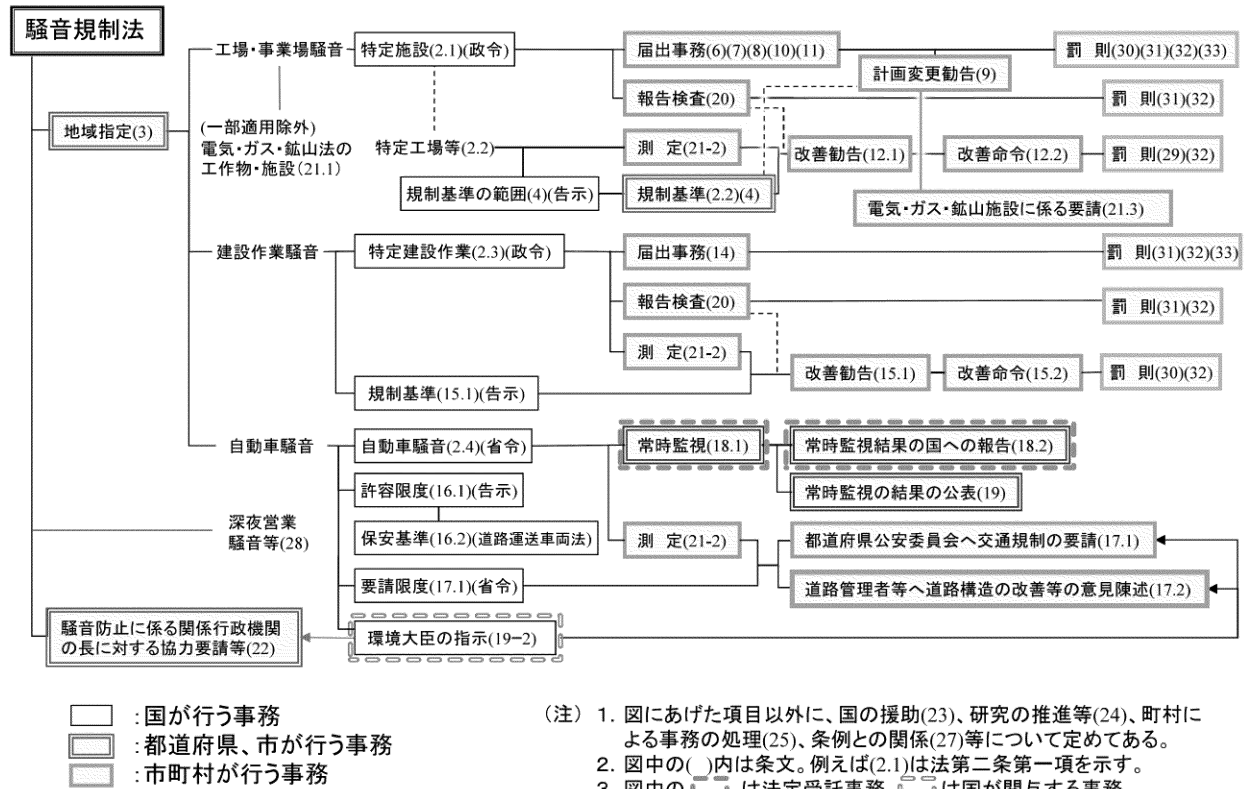
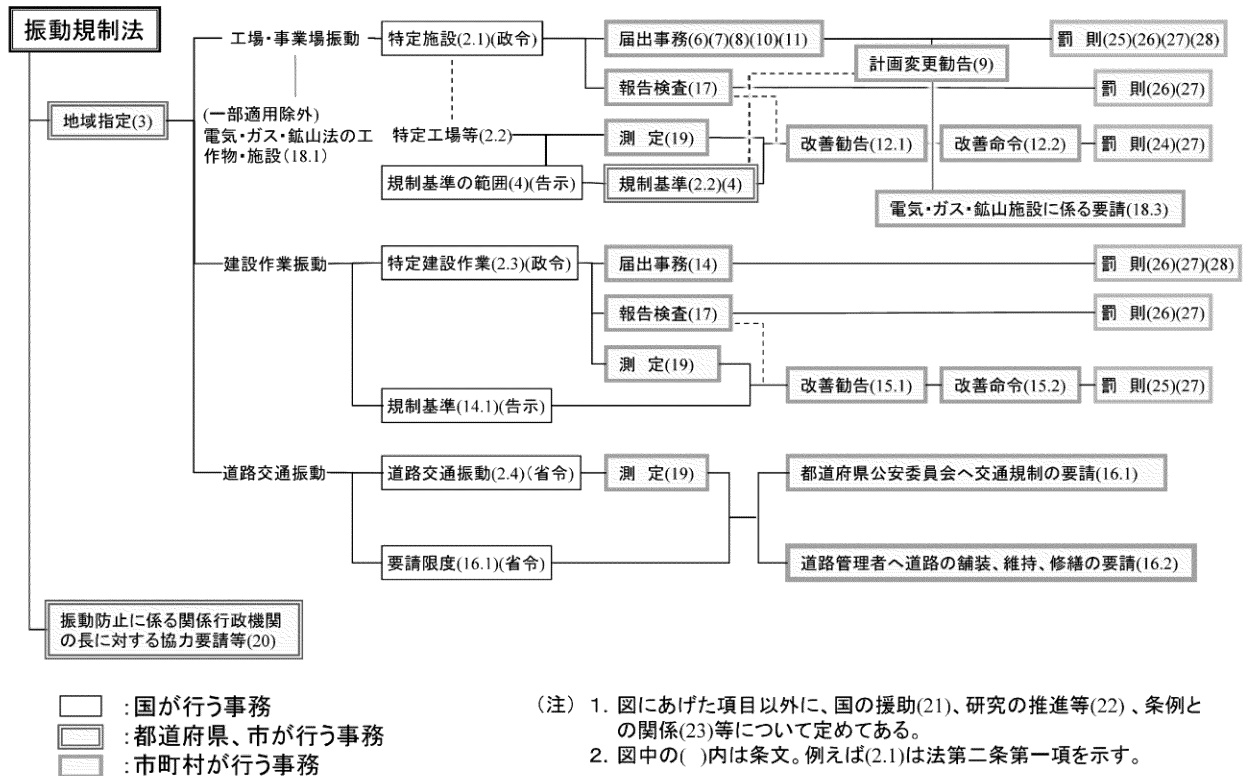


図2 振動規制法の体系



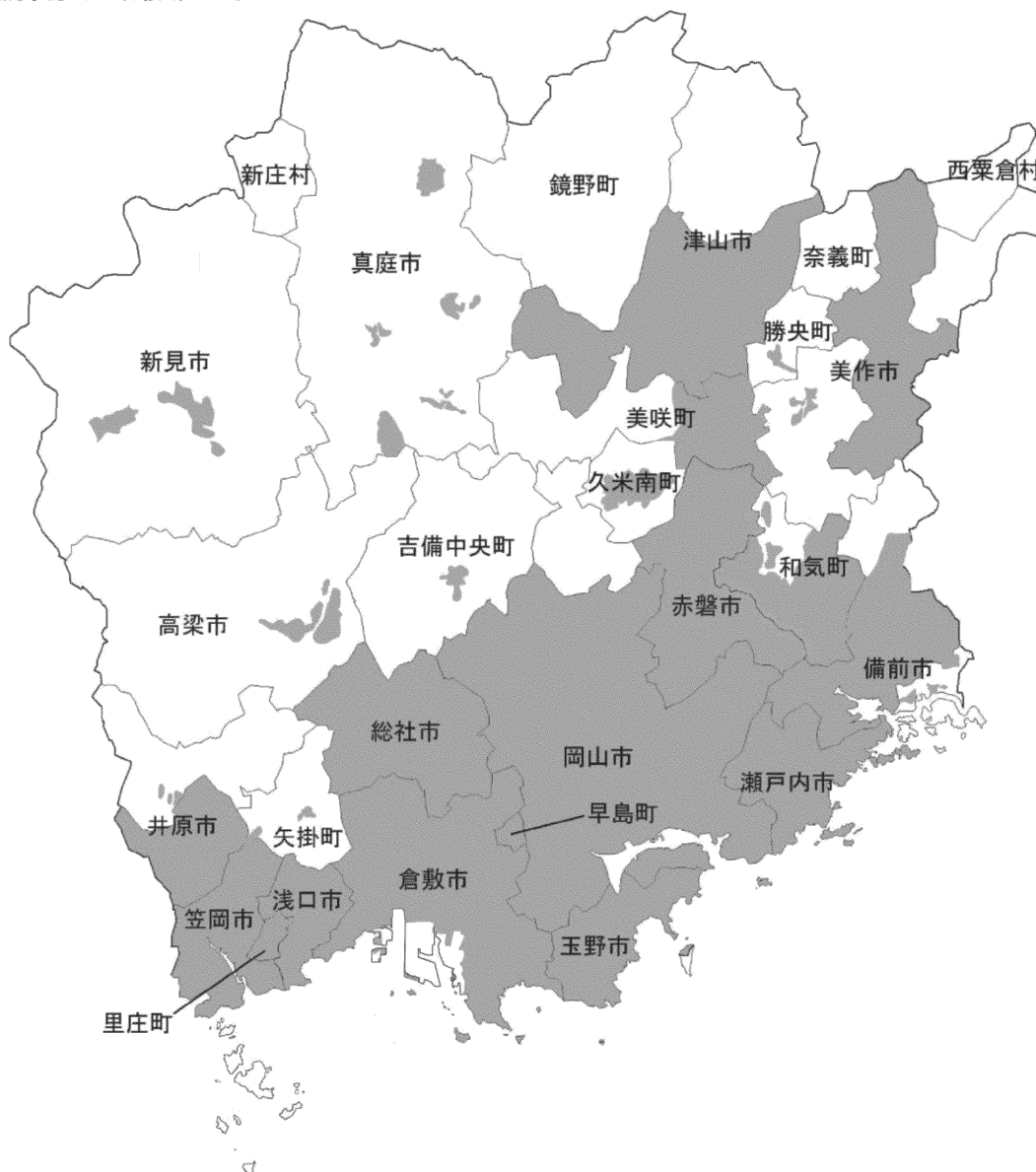
## (2) 指定地域

騒音規制法及び振動規制法に基づき、騒音や振動に係る生活環境を保全する地域は、騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域として表1及び表2のとおり23市町の全域又は一部が指定されています。

なお、地域の指定は、市の区域は各市長が、町村の区域は県知事が行うこととなっています。

図3 騒音に係る指定地域（令和5年4月1日現在）

国土地理院承認 平14総複 第149号



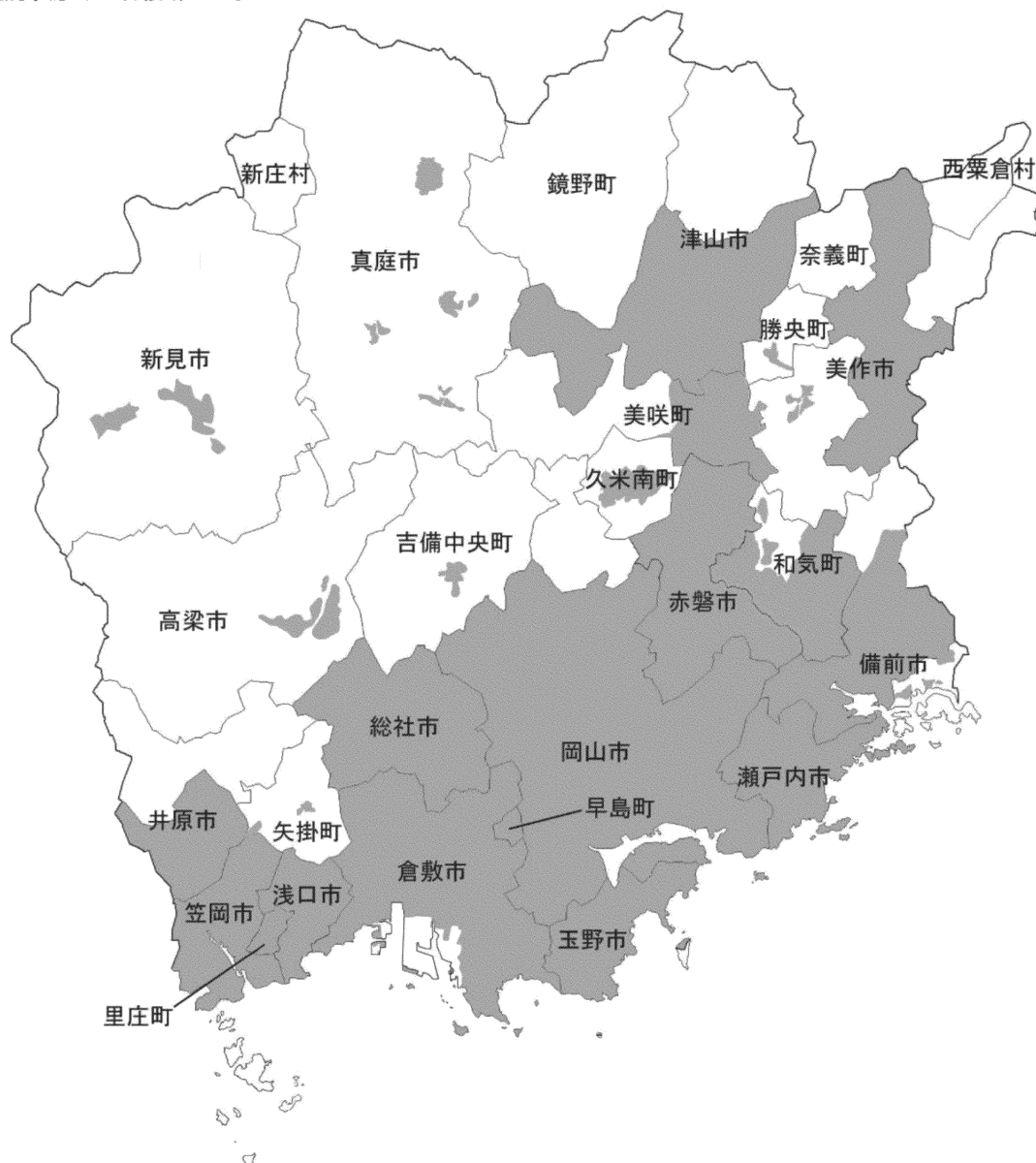
騒音規制法に係る指定地域（23市町）

※着色部のうち、工業専用地域を除く。



図4 振動に係る指定地域（令和5年4月1日現在）

国土地理院承認 平14総複 第149号



振動規制法に係る指定地域（23 市町）

※着色部のうち、工業専用地域を除く。

表 1 指定地域（工場・事業場騒音・振動／建設作業騒音・振動）

(1/4)

| 市町村名 |                   | 騒音規制法        |                                                  |                          |                                                                 | 振動規制法                                                |                   |
|------|-------------------|--------------|--------------------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-------------------|
| 現在   | 合併前               | 第 1 種<br>区 域 | 第 2 種<br>区 域                                     | 第 3 種<br>区 域             | 第 4 種<br>区 域                                                    | 第 1 種区域                                              | 第 2 種区域           |
| 岡山市  | 岡山市<br>灘崎町<br>瀬戸町 | 一低           | 一中高, 二中高,<br>一住, 二住,<br>用途以外                     | 近商, 商業,<br>準工            | 工業                                                              | 一低, 一中高,<br>二中高, 一住,<br>二住, 用途以外                     | 近商, 商業,<br>準工, 工業 |
|      | 御津町               |              | 御津新庄及び<br>御津矢原の各<br>一部                           | 第 2 種区域及び<br>第 4 種区域以外   | 御津河内, 御津<br>宇垣, 御津高津,<br>御津宇甘, 御津<br>紙工, 御津伊田<br>及び御津矢原の<br>各一部 | 御津新庄及び<br>御津矢原の各<br>一部                               | 第 1 種区域以外         |
| 倉敷市  | 倉敷市<br>船穂町<br>真備町 | 一低,<br>二低    | 一中高, 二中高,<br>一住, 二住,<br>用途以外                     | 近商, 商業,<br>準工            | 工業                                                              | 一低, 二低,<br>一中高, 二中高,<br>一住, 二住,<br>用途以外              | 近商, 商業,<br>準工, 工業 |
| 津山市  | 津山市               | 一低,<br>二低    | 一中高, 二中高,<br>一住, 二住,<br>用途以外                     | 近商, 商業,<br>準工            | 工業                                                              | 一低, 二低,<br>一中高, 二中高,<br>一住, 二住, 用<br>途以外             | 近商, 商業,<br>準工, 工業 |
|      | 勝北町               |              | 第 3 種区域以外                                        | 都市計画区域                   |                                                                 | 第 2 種区域以外                                            | 都市計画区域            |
|      | 久米町               |              |                                                  | 第 4 種区域以外                | くめ                                                              |                                                      | 全ての地域             |
| 玉野市  | —                 | 一低           | 一中高, 二中高,<br>一住, 二住,<br>用途以外                     | 近商, 商業,<br>準工            | 工業                                                              | 一低, 一中高,<br>二中高, 一住,<br>二住, 用途以外                     | 近商, 商業,<br>準工, 工業 |
| 笠岡市  | —                 | 一低           | 一中高, 二中高,<br>一住, 二住,<br>用途以外（都市<br>計画区域内に限<br>る） | 近商, 商業,<br>準工            | 工業                                                              | 一低, 一中高,<br>二中高, 一住,<br>二住, 用途以外<br>（都市計画区<br>域内に限る） | 近商, 商業,<br>準工, 工業 |
| 井原市  | 井原市               | 一低           | 一中高, 一住,<br>用途以外                                 | 近商, 商業,<br>準工            | 工業                                                              | 一低, 一中高,<br>一住, 用途以外                                 | 近商, 商業,<br>準工, 工業 |
|      | 芳井町               |              |                                                  | 芳井町梶江及<br>び芳井町吉井<br>の各一部 |                                                                 |                                                      |                   |

表 1 指定地域（工場・事業場騒音・振動／建設作業騒音・振動）

(2/4)

| 市町村名 |                   | 騒音規制法 |                                      |                                                          |                                      | 振動規制法                                |                                                          |
|------|-------------------|-------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 現在   | 合併前               | 第1種区域 | 第2種区域                                | 第3種区域                                                    | 第4種区域                                | 第1種区域                                | 第2種区域                                                    |
| 総社市  | 総社市<br>山手村<br>清音村 | 一低    | 一中高，二中高，一住，二住，用途以外                   | 近商，商業，準工                                                 | 工業                                   | 一低，一中高，二中高，一住，二住，用途以外                | 近商，商業，準工，工業                                              |
| 高梁市  | 高梁市               | 一低    | 一中高，二中高，一住，二住                        | 近商，商業，準工                                                 | 工業                                   | 一低，一中高，二中高，一住，二住                     | 近商，商業，準工，工業                                              |
| 新見市  | 新見市               | 一低    | 一住，二住                                | 近商，商業，準工                                                 | 工業                                   | 一低，一住，二住                             | 近商，商業，準工，工業                                              |
|      | 神郷町               |       | 神郷下神代の一部                             |                                                          |                                      | 神郷下神代の一部                             |                                                          |
| 備前市  | 備前市               | 一低    | 一中高，二中高，一住，二住，用途以外                   | 近商，商業，準工                                                 | 工業                                   | 一低，一中高，二中高，一住，二住，用途以外                | 近商，商業，準工，工業                                              |
|      | 日生町               |       | 日生町日生，日生町寒河，日生町大多府及び日生町寺山の各一部        | 日生町日生及び日生町寒河の各一部                                         | 日生町日生及び日生町寒河の各一部                     | 日生町日生，日生町寒河，日生町大多府及び日生町寺山の各一部        | 日生町日生及び日生町寒河の各一部                                         |
|      | 吉永町               |       |                                      | 吉永町金谷，吉永町福満，吉永町南方，吉永町吉永中，吉永町三股，吉永町岩崎，吉永町今崎，吉永町神根本及び吉永町高田 |                                      |                                      | 吉永町金谷，吉永町福満，吉永町南方，吉永町吉永中，吉永町三股，吉永町岩崎，吉永町今崎，吉永町神根本及び吉永町高田 |
| 瀬戸内市 | 邑久町               |       | 邑久町尾張，邑久町山田庄，邑久町福元，邑久町百田及び邑久町下笠加の各一部 | 第2種区域及び第4種区域以外                                           | 邑久町豆田，邑久町福元，邑久町福山，邑久町上笠加及び邑久町下笠加の各一部 | 邑久町尾張，邑久町山田庄，邑久町福元，邑久町百田及び邑久町下笠加の各一部 | 第1種区域以外                                                  |
|      | 長船町               |       | 長船町福岡，長船町服部及び長船町長船の各一部               |                                                          | 長船町土師の一部                             | 長船町福岡，長船町服部及び長船町長船の各一部               |                                                          |
|      | 牛窓町               |       | 牛窓町長浜の一部                             | 第2種区域以外                                                  |                                      | 牛窓町長浜の一部                             |                                                          |

表 1 指定地域（工場・事業場騒音・振動／建設作業騒音・振動）

(3/4)

| 市町村名 |                                                             | 騒音規制法        |                                                                      |                                       |              | 振動規制法                                                                    |                                           |
|------|-------------------------------------------------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 現在   | 合併前                                                         | 第 1 種<br>区 域 | 第 2 種<br>区 域                                                         | 第 3 種<br>区 域                          | 第 4 種<br>区 域 | 第 1 種区域                                                                  | 第 2 種区域                                   |
| 赤磐市  | 山陽町                                                         | 一低           | 一中高，一住，<br>二住，用途以外                                                   | 近商，準工                                 |              | 一低，一中高，<br>一住，二住，<br>用途以外                                                | 近商，準工                                     |
|      | 赤坂町                                                         |              | 第 3 種区域以外                                                            | 町苅田，西窪田，<br>山口，東軽部，<br>多賀及び坂辺の<br>各一部 |              | 第 2 種区域以外                                                                | 町苅田，西窪<br>田，山口，東<br>軽部，多賀及<br>び坂辺の各一<br>部 |
|      | 熊山町                                                         | 一低           | 第 1 種区域及び<br>第 3 種区域以外                                               | 近商，準工<br>釣井，徳富及び<br>小瀬木の各一部           |              |                                                                          | 近商，準工，<br>釣井，徳富及<br>び小瀬木の各<br>一部          |
|      | 吉井町                                                         |              | 第 3 種区域以外                                                            | 周匝，福田，仁<br>堀東及び仁堀中<br>の各一部            |              |                                                                          | 周匝，福田，<br>仁堀東及び仁<br>堀中の各一部                |
| 真庭市  | 北房町<br>勝山町<br>落合町<br>湯原町<br>久世町<br>美甘村<br>川上村<br>八束村<br>中和村 | 一低           | 一中高，一住，<br>二住<br>湯原都市計画区<br>域                                        | 近商，準工<br>宮地，山田及び<br>五名                | 工業           | 一低，一中高，<br>一住，二住，<br>湯原都市計画<br>区域                                        | 近商，準工，<br>工業                              |
| 美作市  | 勝田町                                                         |              | 第 3 種区域以外                                                            | 久賀の一部                                 |              | 第 2 種区域以外                                                                | 久賀の一部                                     |
|      | 美作町                                                         | 一低           | 一中高，一住，<br>二住                                                        | 近商，商業，<br>準工                          |              | 一低，一中高，<br>一住，二住                                                         | 近商，商業，<br>準工                              |
|      | 作東町                                                         |              | 第 3 種区域以外                                                            | 宮原，瀬戸，土<br>居，竹田及び上<br>福原の各一部          |              | 第 2 種区域以外                                                                | 宮原，瀬戸，<br>土居，竹田及<br>び上福原の各<br>一部          |
| 浅口市  | 金光町                                                         | 一低           | 一中高，二中高，<br>一住，二住，用<br>途以外                                           | 近商，準工                                 |              | 一低，一中高，<br>二中高，一住，<br>二住，用途以外                                            | 近商，準工                                     |
|      | 鴨方町                                                         |              | 鴨方町みどりヶ<br>丘の全域<br>鴨方町鳩ヶ丘，<br>鴨方町鴨方，鴨<br>方町六条院中及<br>び鴨方町六条院<br>東の各一部 | 第 2 種区域及び<br>第 4 種区域以外                | 六条院 西<br>の一部 | 鴨方町みどり<br>ヶ丘の全域<br>鴨方町鳩ヶ丘，<br>鴨方町鴨方，鴨<br>方町六条院中<br>及び鴨方町六<br>条院東の各一<br>部 | 第 1 種区域以<br>外                             |
|      | 寄島町                                                         |              |                                                                      | 全域                                    |              |                                                                          | 全域                                        |

表 1 指定地域（工場・事業場騒音・振動／建設作業騒音・振動）

(4/4)

| 市町村名       |             | 騒音規制法        |                                      |                                             |              | 振動規制法                                |                                             |
|------------|-------------|--------------|--------------------------------------|---------------------------------------------|--------------|--------------------------------------|---------------------------------------------|
| 現在         | 合併前         | 第 1 種<br>区 域 | 第 2 種<br>区 域                         | 第 3 種<br>区 域                                | 第 4 種<br>区 域 | 第 1 種<br>区 域                         | 第 2 種<br>区 域                                |
| 和気町        | 佐伯町         |              | 津瀬，米沢，佐伯，父井原，矢田部，宇生，田賀，小坂，加三方，矢田及び塩田 |                                             |              | 津瀬，米沢，佐伯，父井原，矢田部，宇生，田賀，小坂，加三方，矢田及び塩田 |                                             |
|            | 和気町         | 一低           | 一中高，一住，二住                            | 商業，準工，用途以外                                  |              | 一低，一中高，一住，二住                         | 商業，準工，用途以外                                  |
| 早島町        | －           | 一低           | 一中高，一住，用途以外                          | 近商，準工                                       | 工業           | 一低，一中高，一住，用途以外                       | 近商，準工，工業                                    |
| 里庄町        | －           |              | 新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部                 | 第 2 種区域及び第 4 種区域以外                          | 新庄の一部        | 新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部                 | 第 1 種区域以外                                   |
| 矢掛町        | －           |              | 一中高，二中高，一住                           | 近商，準工                                       | 工業           | 一中高，二中高，一住                           | 近商，準工，工業                                    |
| 勝央町        | －           | 一低           | 二中高，一住，準住                            | 近商，準工                                       |              | 一低，二中高，一住，準住                         | 近商，準工                                       |
| 久米南町       | －           |              |                                      | 下弓削，下二ヶ，上二ヶ，仏教寺及び上神目の全域<br>別所及び山手の各一部       |              |                                      | 下弓削，下二ヶ，上二ヶ，仏教寺及び上神目の全域<br>別所及び山手の各一部       |
| 美咲町        | 柵原町         |              | 第 3 種区域以外                            | 百々，行信，書副，周佐，藤田上，柵原，高下，飯岡，塚角，大戸下，藤原及び吉ヶ原の各一部 |              | 第 2 種区域以外                            | 百々，行信，書副，周佐，藤田上，柵原，高下，飯岡，塚角，大戸下，藤原及び吉ヶ原の各一部 |
| 吉 備<br>中央町 | 加茂川町<br>賀陽町 | 一低           | 一中高，一住，二住                            | 商業，準工                                       |              | 一低，一中高，一住，二住                         | 商業，準工                                       |

※市町村欄の「合併前」とは平成 16 年 10 月～平成 19 年 1 月に行われた市町村合併前の市町村名。

※「〇〇の一部」、「〇〇の各一部」と書かれた地域は、各市町又は県環境管理課（町の区域に限る。）に備えられている別図のとおり。

表 2 指定地域（自動車騒音／道路交通振動）

(1/3)

| 市町村名 |                   | 騒音規制法             |                                |                          | 振動規制法                                         |                 |
|------|-------------------|-------------------|--------------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------|-----------------|
| 現在   | 合併前               | a 区域              | b 区域                           | c 区域                     | 第 1 種区域                                       | 第 2 種区域         |
| 岡山市  | 岡山市<br>灘崎町<br>瀬戸町 | 一低，一中高，二<br>中高    | 一住，二住，用途<br>以外                 | 近商，商業，準工，<br>工業          | 一低，一中高，二<br>中高，一住，二住，<br>用途以外                 | 近商，商業，準工，<br>工業 |
|      | 御津町               |                   | 御津新庄及び御<br>津矢原の各一部             | b 区域以外                   | 御津新庄及び御<br>津矢原の各一部                            | 第 1 種区域以外       |
| 倉敷市  | 倉敷市<br>船穂町<br>真備町 | 一低，二低，一中<br>高，二中高 | 一住，二住，用途<br>以外                 | 近商，商業，準工，<br>工業          | 一低，二低，一中<br>高，二中高，一住，<br>二住，用途以外              | 近商，商業，準工，<br>工業 |
| 津山市  | 津山市               | 一低，二低，一中<br>高，二中高 | 一住，二住，用途<br>以外                 | 近商，商業，準工，<br>工業          | 一低，二低，一中<br>高，二中高，一住，<br>二住，用途以外              | 近商，商業，準工，<br>工業 |
|      | 勝北町               |                   | c 区域以外                         | 都市計画区域                   | 第 2 種区域以外                                     | 都市計画区域          |
|      | 久米町               |                   |                                | 全ての地域                    |                                               | 全ての地域           |
| 玉野市  | －                 | 一低，一中高，二<br>中高    | 一住，二住，用途<br>以外                 | 近商，商業，準工，<br>工業          | 一低，一中高，二<br>中高，一住，二住，<br>用途以外                 | 近商，商業，準工，<br>工業 |
| 笠岡市  | －                 | 一低，一中高，二<br>中高    | 一住，二住，用途<br>以外（都市計画区<br>域内に限る） | 近商，商業，準工，<br>工業          | 一低，一中高，二<br>中高，一住，二住，<br>用途以外（都市計<br>画区域内に限る） | 近商，商業，準工，<br>工業 |
| 井原市  | 井原市               | 一低，一中高            | 一住，用途以外                        | 近商，商業，準工，<br>工業          | 一低，一中高，一<br>住，用途以外                            | 近商，商業，準工，<br>工業 |
|      | 芳井町               |                   |                                | 芳井町梶江及び<br>芳井町吉井の各<br>一部 |                                               |                 |
| 総社市  | 総社市<br>山手村<br>清音村 | 一低，一中高，二<br>中高    | 一住，二住，用途<br>以外                 | 近商，商業，準工，<br>工業          | 一低，一中高，二<br>中高，一住，二住，<br>用途以外                 | 近商，商業，準工，<br>工業 |
| 高梁市  | 高梁市               | 一低，一中高，二<br>中高    | 一住，二住                          | 近商，商業，準工，<br>工業          | 一低，一中高，二<br>中高，一住，二住                          | 近商，商業，準工，<br>工業 |
| 新見市  | 新見市               | 一低                | 一住，二住                          | 近商，商業，準工，<br>工業          | 一低，一住，二住                                      | 近商，商業，準工，<br>工業 |
|      | 神郷町               |                   | 神郷下神代の一<br>部                   |                          | 神郷下神代の一<br>部                                  |                 |

表 2 指定地域（自動車騒音／道路交通振動）

(2/3)

| 市町村名 |                                                             | 騒音規制法      |                                      |                                                          | 振動規制法                                |                                                          |
|------|-------------------------------------------------------------|------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 現在   | 合併前                                                         | a 区域       | b 区域                                 | c 区域                                                     | 第 1 種区域                              | 第 2 種区域                                                  |
| 備前市  | 備前市                                                         | 一低，一中高，二中高 | 一住，二住，用途以外                           | 近商，商業，準工，工業                                              | 一低，一中高，二中高，一住，二住，用途以外                | 近商，商業，準工，工業                                              |
|      | 日生町                                                         |            | 日生町日生，日生町寒河，日生町大多府及び日生町寺山の各一部        | 日生町日生及び日生町寒河の各一部                                         | 日生町日生，日生町寒河，日生町大多府及び日生町寺山の各一部        | 日生町日生及び日生町寒河の各一部                                         |
|      | 吉永町                                                         |            |                                      | 吉永町金谷，吉永町福満，吉永町南方，吉永町吉永中，吉永町三股，吉永町岩崎，吉永町今崎，吉永町神根本及び吉永町高田 |                                      | 吉永町金谷，吉永町福満，吉永町南方，吉永町吉永中，吉永町三股，吉永町岩崎，吉永町今崎，吉永町神根本及び吉永町高田 |
| 瀬戸内市 | 邑久町                                                         |            | 邑久町尾張，邑久町山田庄，邑久町福元，邑久町百田及び邑久町下笠加の各一部 | b 区域以外                                                   | 邑久町尾張，邑久町山田庄，邑久町福元，邑久町百田及び邑久町下笠加の各一部 | 第 1 種区域以外                                                |
|      | 長船町                                                         |            | 長船町福岡，長船町服部及び長船町長船の各一部               |                                                          | 長船町福岡，長船町服部及び長船町長船の各一部               |                                                          |
|      | 牛窓町                                                         |            | 牛窓町長浜の一部                             |                                                          | 牛窓町長浜の一部                             |                                                          |
| 赤磐市  | 山陽町                                                         | 一低，一中高     | 一住，二住，用途以外                           | 近商，準工                                                    | 一低，一中高，一住，二住，用途以外                    | 近商，準工                                                    |
|      | 赤坂町                                                         |            | c 区域以外                               | 町苅田，西窪田，山口，東軽部，多賀及び坂辺の各一部                                | 第 2 種区域以外                            | 町苅田，西窪田，山口，東軽部，多賀及び坂辺の各一部                                |
|      | 熊山町                                                         | 一低         | a 区域及び c 区域以外                        | 近商，準工，釣井，徳富及び小瀬木の各一部                                     | 第 2 種区域以外                            | 近商，準工，釣井，徳富及び小瀬木の各一部                                     |
|      | 吉井町                                                         |            | c 区域以外                               | 周匝，福田，仁堀東及び仁堀中の各一部                                       | 第 2 種区域以外                            | 周匝，福田，仁堀東及び仁堀中の各一部                                       |
| 真庭市  | 北房町<br>勝山町<br>落合町<br>湯原町<br>久世町<br>美甘村<br>川上村<br>八束村<br>中和村 | 一低，一中高     | 一住，二住，湯原都市計画区域                       | 近商，準工，工業，宮地，山田，五名                                        | 一低，一中高，一住，二住，湯原都市計画区域                | 近商，準工，工業                                                 |

表2 指定地域（自動車騒音／道路交通振動）

(3/3)

| 市町村名  |             | 騒音規制法                |                                                 |                                             | 振動規制法                                           |                                             |
|-------|-------------|----------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 現在    | 合併前         | a 区域                 | b 区域                                            | c 区域                                        | 第1種区域                                           | 第2種区域                                       |
| 美作市   | 勝田町         |                      | c 区域以外                                          | 久賀の一部                                       | 第2種区域以外                                         | 久賀の一部                                       |
|       | 美作町         | 一低，一中高               | 一住，二住                                           | 近商，商業，準工                                    | 一低，一中高，一住，二住                                    | 近商，商業，準工                                    |
|       | 作東町         |                      | c 区域以外                                          | 宮原，瀬戸，土居，竹田及び上福原の各一部                        | 第2種区域以外                                         | 宮原，瀬戸，土居，竹田及び上福原の各一部                        |
| 浅口市   | 金光町         | 一低，一中高，二中高           | 一住，二住，用途以外                                      | 近商，準工                                       | 一低，一中高，二中高，一住，二住，用途以外                           | 近商，準工                                       |
|       | 鴨方町         |                      | 鴨方町みどりヶ丘の全域<br>鴨方町鳩ヶ丘，鴨方町鴨方，鴨方町六条院中，鴨方町六条院東の各一部 | b 区域以外                                      | 鴨方町みどりヶ丘の全域<br>鴨方町鳩ヶ丘，鴨方町鴨方，鴨方町六条院中，鴨方町六条院東の各一部 | 第1種区域以外                                     |
|       | 寄島町         |                      |                                                 | 全域                                          |                                                 | 全域                                          |
| 和気町   | 佐伯町         |                      | 津瀬，米沢，佐伯，父井原，矢田部，宇生，田賀，小坂，加三方，矢田及び塩田            |                                             | 津瀬，米沢，佐伯，父井原，矢田部，宇生，田賀，小坂，加三方，矢田及び塩田            |                                             |
|       | 和気町         | 一低，一中高               | 一住，二住，用途以外                                      | 商業，準工                                       | 一低，一中高，一住，二住                                    | 商業，準工，用途以外                                  |
| 早島町   | －           | 一低，一中高               | 一住，用途以外                                         | 近商，準工，工業                                    | 一低，一中高，一住，用途以外                                  | 近商，準工，工業                                    |
| 里庄町   | －           | 新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部 |                                                 | a 区域以外                                      | 新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部                            | 第1種区域以外                                     |
| 矢掛町   | －           | 一中高，二中高              | 一住                                              | 近商，準工，工業                                    | 一中高，二中高，一住                                      | 近商，準工，工業                                    |
| 勝央町   | －           | 一低，二中高               | 一住，準住                                           | 近商，準工                                       | 一低，二中高，一住，準住                                    | 近商，準工                                       |
| 久米南町  | －           |                      |                                                 | 下弓削，下二ヶ，上二ヶ，仏教寺，上神目の全域<br>別所及び山手の各一部        |                                                 | 下弓削，下二ヶ，上二ヶ，仏教寺，上神目の全域<br>別所及び山手の各一部        |
| 美咲町   | 柵原町         |                      | c 区域以外                                          | 百々，行信，書副，周佐，藤田上，柵原，高下，飯岡，塚角，大戸下，藤原及び吉ヶ原の各一部 | 第2種区域以外                                         | 百々，行信，書副，周佐，藤田上，柵原，高下，飯岡，塚角，大戸下，藤原及び吉ヶ原の各一部 |
| 吉備中央町 | 加茂川町<br>賀陽町 | 一低，一中高               | 一住，二住                                           | 商業，準工                                       | 一低，一中高，一住，二住                                    | 商業，準工                                       |

※市町村欄の「合併前」とは平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併前の市町村名。

※「〇〇の一部」、「〇〇の各一部」と書かれた地域は、各市町又は県環境管理課（町の区域に限る。）に備えられている別図のとおり。



(参考) 表3 指定地域の区域区分と用途地域との関係

| 法令    |                             | 区域区分  | 区域の状況                                                                                                                                    | 対応する用途地域※                                                                                                                             |
|-------|-----------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 騒音規制法 | 工場・事業場・建設作業等に係る騒音           | 第1種区域 | 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域                                                                                                          | 第一種低層住居専用地域（一低）<br>第二種低層住居専用地域（二低）<br>田園住居地域（田園）                                                                                      |
|       |                             | 第2種区域 | 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域                                                                                                              | 第一種中高層住居専用地域（一中高）<br>第二種中高層住居専用地域（二中高）<br>第一種住居地域（一住）<br>第二種住居地域（二住）<br>準住居地域（準住）                                                     |
|       |                             | 第3種区域 | 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域                                                                     | 近隣商業地域（近商）<br>商業地域（商業）<br>準工業地域（準工）                                                                                                   |
|       |                             | 第4種区域 | 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域                                                                       | 工業地域（工業）                                                                                                                              |
|       | 自動車騒音                       | a 区域  | 専ら住居の用に供される区域                                                                                                                            | 第一種低層住居専用地域（一低）<br>第二種低層住居専用地域（二低）<br>第一種中高層住居専用地域（一中高）<br>第二種中高層住居専用地域（二中高）<br>田園住居地域（田園）                                            |
|       |                             | b 区域  | 主として住居の用に供される区域                                                                                                                          | 第一種住居地域（一住）<br>第二種住居地域（二住）<br>準住居地域（準住）                                                                                               |
|       |                             | c 区域  | 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域                                                                                                                | 近隣商業地域（近商）<br>商業地域（商業）<br>準工業地域（準工）<br>工業地域（工業）                                                                                       |
| 振動規制法 | 工場・事業場・建設作業等に係る振動<br>道路交通振動 | 第1種区域 | 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域                                                                             | 第一種低層住居専用地域（一低）<br>第二種低層住居専用地域（二低）<br>第一種中高層住居専用地域（一中高）<br>第二種中高層住居専用地域（二中高）<br>第一種住居地域（一住）<br>第二種住居地域（二住）<br>準住居地域（準住）<br>田園住居地域（田園） |
|       |                             | 第2種区域 | 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域 | 近隣商業地域（近商）<br>商業地域（商業）<br>準工業地域（準工）<br>工業地域（工業）                                                                                       |

※岡山県では、原則としてこの表の対応に従い地域を区分しています。

## 用途地域

用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類あります。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められます。表紙の都市計画図のように、地域の目指すべき土地利用の方向を考えて、いわば色塗りが行われるわけです。

### 第一種低層住居専用地域



低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。

### 第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

### 第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

### 第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な便利施設が建てられます。

### 第一種住居地域



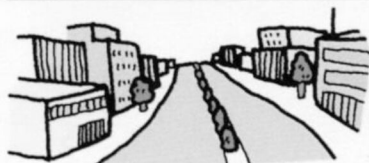
住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

### 第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

### 準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

### 田園住居地域



農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。

### 近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

### 商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

### 準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

### 工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

### 工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

### (3) 工場・事業場に係る規制

指定地域内（表１）において、著しい騒音・振動を発生する施設として定められた「特定施設」（表４及び表５）が設置されている工場・事業場は、「特定工場等」となります。

特定工場等から発生する騒音・振動については、「規制基準」（表６）が定められており、特定工場等の敷地境界上において規制基準を遵守しなければなりません。

また、特定施設の設置に際しては、あらかじめ市町村長に対して特定施設設置届出を行わなければならない（表７及び表８）、特定工場等から発生する騒音及び振動が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれている場合は、改善勧告等の対象となります。（表９）

測定方法は、表１０及び表１１のとおりです。

表 4 騒音に係る特定施設

|                                             | 特定施設の種類                       |   |               | 規 模 要 件 等                                                                    |
|---------------------------------------------|-------------------------------|---|---------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 1                                           | 金属加工<br>機 械                   | イ | 圧延機械          | 原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに<br>限る。                                            |
|                                             |                               | ロ | 製管機械          | すべて                                                                          |
|                                             |                               | ハ | ベンディングマシン     | ロール式のものであって、原動機の定格出力が<br>3.75kW 以上のものに限る。                                    |
|                                             |                               | ニ | 液圧プレス         | 矯正プレスを除く。                                                                    |
|                                             |                               | ホ | 機械プレス         | 呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。                                                      |
|                                             |                               | ヘ | せん断機          | 原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。                                                   |
|                                             |                               | ト | 鍛造機           | すべて                                                                          |
|                                             |                               | チ | ワイヤーフォーミングマシン | すべて                                                                          |
|                                             |                               | リ | ブラスト          | タンブラスト以外のものであって、密閉式のもの<br>を除く。                                               |
|                                             |                               | ヌ | タンブラー         | すべて                                                                          |
|                                             |                               | ル | 切断機           | といしを用いるものに限る。                                                                |
| 2                                           | 空気圧縮機                         |   |               | 一定限度を超える大きさの騒音を発生しないも<br>のとして環境大臣が指定するものを除き※、原動<br>機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。   |
|                                             | 送風機                           |   |               | 原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。                                                    |
| 3                                           | 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、<br>ふるい及び分級機 |   |               | 原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。                                                    |
| 4                                           | 織機                            |   |               | 原動機を用いるものに限る。                                                                |
| 5                                           | 建設用資材<br>製造機械                 | イ | コンクリートプラント    | 気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混<br>練容量が 0.45m³ 以上のものに限る。                              |
|                                             |                               | ロ | アスファルトプラント    | 混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。                                                    |
| 6                                           | 穀物用製粉機                        |   |               | ロール式のものであって、原動機の定格出力が<br>7.5kW 以上のものに限る。                                     |
| 7                                           | 木材加工<br>機 械                   | イ | ドラムバーカー       | すべて                                                                          |
|                                             |                               | ロ | チップパー         | 原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。                                                   |
|                                             |                               | ハ | 碎木機           | すべて                                                                          |
|                                             |                               | ニ | 帯のご盤          | 製材用のものにあつては原動機の定格出力が<br>15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機<br>の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。 |
|                                             |                               | ホ | 丸のご盤          |                                                                              |
|                                             |                               | ヘ | かんな盤          | 原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。                                                   |
| 8                                           | 抄紙機                           |   |               | すべて                                                                          |
| 9                                           | 印刷機械                          |   |               | 原動機を用いるものに限る。                                                                |
| 10                                          | 合成樹脂用射出成形機                    |   |               | すべて                                                                          |
| 11                                          | 鋳造型機                          |   |               | ジョルト式のものに限る。                                                                 |
| 【備考】<br>※令和 5 年 4 月 1 日現在、環境大臣が指定している機器はない。 |                               |   |               |                                                                              |

表5 振動に係る特定施設

|                                                                                           | 特定施設の種類                   |   |               | 規 模 要 件 等                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|---|---------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1                                                                                         | 金属加工<br>機 械               | イ | 液圧プレス         | 矯正プレスを除く。                                                           |
|                                                                                           |                           | ロ | 機械プレス         | すべて                                                                 |
|                                                                                           |                           | ハ | せん断機          | 原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。                                             |
|                                                                                           |                           | ニ | 鍛造機           | すべて                                                                 |
|                                                                                           |                           | ホ | ワイヤーフォーミングマシン | 原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。                                          |
| 2                                                                                         | 圧縮機                       |   |               | 一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き※、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。 |
| 3                                                                                         | 土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機 |   |               | 原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。                                           |
| 4                                                                                         | 織機                        |   |               | 原動機を用いるものに限る。                                                       |
| 5                                                                                         | コンクリートブロックマシン             |   |               | 原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。                                       |
|                                                                                           | コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械  |   |               | 原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。                                         |
| 6                                                                                         | 木材加工<br>機 械               | イ | ドラムバーカー       | すべて                                                                 |
|                                                                                           |                           | ロ | チップパー         | 原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。                                           |
| 7                                                                                         | 印刷機械                      |   |               | 原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。                                           |
| 8                                                                                         | ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機         |   |               | カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。                            |
| 9                                                                                         | 合成樹脂用射出成形機                |   |               | すべて                                                                 |
| 10                                                                                        | 鋳型造型機                     |   |               | ジョルト式のものに限る。                                                        |
| 【備考】                                                                                      |                           |   |               |                                                                     |
| ※印は、振動が相当程度低減されたものとして環境大臣が低振動型圧縮機として指定しているものを指す。                                          |                           |   |               |                                                                     |
| [参照（環境省ホームページ）]                                                                           |                           |   |               |                                                                     |
| <a href="https://www.env.go.jp/page_00429.html">https://www.env.go.jp/page_00429.html</a> |                           |   |               |                                                                     |

表 6 工場・事業場の規制基準

| 騒<br>音 | 時間区分 |                          | 第 1 種区域 | 第 2 種区域 | 第 3 種区域 | 第 4 種区域 |
|--------|------|--------------------------|---------|---------|---------|---------|
|        | 昼 間  | 7:00～20:00               | 50 デシベル | 60 デシベル | 65 デシベル | 70 デシベル |
|        | 朝・夕  | 5:00～7:00<br>20:00～22:00 | 45 デシベル | 50 デシベル | 60 デシベル | 65 デシベル |
|        | 夜 間  | 22:00～<br>翌日の 5:00       | 40 デシベル | 45 デシベル | 50 デシベル | 55 デシベル |
| 振<br>動 | 時間区分 |                          | 第 1 種区域 |         | 第 2 種区域 |         |
|        | 昼 間  | 7:00～20:00               | 60 デシベル |         | 65 デシベル |         |
|        | 夜 間  | 20:00～<br>翌日の 7:00       | 55 デシベル |         | 60 デシベル |         |

備考

次に掲げる施設の敷地の周囲 50 メートルの区域における当該基準は、当該各欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。（騒音に係る第 1 種区域を除く。）（※は、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市に係る区域を除く。）

- 1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
- 2 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所
- 3 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- 4 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
- 5 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
- 6※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

表 7 特定施設に係る届出の一覧

| 届出の種類                   | 届出が必要な場合                                                                                                                      | 届出の時期                             |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 特定施設の設置の届出              | 指定地域内に特定施設を設置しようとする<br>とき                                                                                                     | 設置工事の開始の日の 30 日前<br>まで            |
| 特定施設の使用の届出              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設の設置場所が新たに指定地域と<br/>なったとき</li> <li>・ 指定地域内に設置している施設が新たに<br/>特定施設となったとき</li> </ul> | 指定地域となった日又は特定施<br>設となった日から 30 日以内 |
| 特定施設の数等の変更届出            | ※                                                                                                                             | 変更に係る工事の開始の日の<br>30 日前まで          |
| 騒音（又は振動）の防止の<br>方法の変更届出 | 騒音（又は振動）の防止の方法を変更しよ<br>うとするとき                                                                                                 | 変更に係る工事の開始の日の<br>30 日前まで          |
| 氏名等変更届出                 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって<br>は、その代表者の氏名、工場又は事業所の<br>名称及び所在地を変更したとき                                                                  | 変更があった日から 30 日以内                  |
| 特定施設の使用全廃届出             | 特定施設の全ての使用を廃止したとき                                                                                                             | 廃止した日から 30 日以内                    |
| 承継届出                    | 特定施設の全てを譲り受け又は<br>借り受けしたとき                                                                                                    | 承継があった日から 30 日以内                  |

※ ① 騒音に係る特定施設

特定施設の種類ごとの数が、直近の届出数の 2 倍を超える数になったとき、又は設置していなか  
った種類の特定施設を新たに設置しようとするとき

（減少する場合や、2 倍以内の増加であれば変更届出は不要）

② 振動に係る特定施設

特定施設の種類及び能力ごとの数並びに使用の方法（使用時間）を変更しようとするとき

（減少する場合や、増加しない場合は変更届出は不要）

騒音とは異なり、種類及び能力ごとの数が 1 台でも増加する場合は変更届出が必要。

また、届出した使用開始時刻～終了時刻の範囲内の使用時間の変更であれば変更届出は不要。

(参考) 表 8 特定施設に係る届出書の提出先

| 市 町   | 担当窓口   | 所在地                    | 電話番号             |
|-------|--------|------------------------|------------------|
| 岡山市   | 環境保全課  | 岡山市北区大供 1 - 2 - 3      | 086 - 803 - 1280 |
| 倉敷市   | 環境政策課  | 倉敷市西中新田 6 4 0          | 086 - 426 - 3391 |
| 津山市   | 環境生活課  | 津山市山北 5 2 0            | 0868 - 32 - 2055 |
| 玉野市   | 環境保全課  | 玉野市宇野 1 - 2 7 - 1      | 0863 - 32 - 5520 |
| 笠岡市   | 環境課    | 笠岡市笠岡 2 3 6 9 - 1 4    | 0865 - 62 - 3805 |
| 井原市   | 環境企画課  | 井原市井原町 3 1 1 - 1       | 0866 - 62 - 9515 |
| 総社市   | 環境課    | 総社市清音軽部 1 1 3 5        | 0866 - 92 - 8339 |
| 高梁市   | 環境課    | 高梁市松原通 2 0 4 3         | 0866 - 21 - 0259 |
| 新見市   | 環境課    | 新見市新見 3 1 0 - 3        | 0867 - 72 - 6124 |
| 備前市   | 環境課    | 備前市東片上 1 2 6           | 0869 - 64 - 1822 |
| 赤磐市   | 環境課    | 赤磐市下市 3 4 4            | 086 - 955 - 5347 |
| 瀬戸内市  | 生活環境課  | 瀬戸内市邑久町尾張 3 0 0 - 1    | 0869 - 22 - 1899 |
| 真庭市   | 環境課    | 真庭市久世 2 9 2 7 - 2      | 0867 - 42 - 1113 |
| 美作市   | くらし安全課 | 美作市栄町 3 8 - 2          | 0868 - 72 - 5202 |
| 浅口市   | 環境課    | 浅口市鴨方町六条院中 3 0 5 0     | 0865 - 44 - 9043 |
| 和気町   | 住民課    | 和気郡和気町尺所 5 5 5         | 0869 - 93 - 1128 |
| 早島町   | 町民課    | 都窪郡早島町前潟 3 6 0 - 1     | 086 - 482 - 0613 |
| 里庄町   | 町民課    | 浅口郡里庄町大字里見 1 1 0 7 - 2 | 0865 - 64 - 3112 |
| 矢掛町   | 町民課    | 小田郡矢掛町矢掛 3 0 1 8       | 0866 - 82 - 1011 |
| 勝央町   | 健康福祉部  | 勝田郡勝央町平 2 4 2 - 1      | 0868 - 38 - 7102 |
| 久米南町  | 税務住民課  | 久米郡久米南町下弓削 5 0 2 - 1   | 086 - 728 - 2115 |
| 美咲町   | 住民生活課  | 久米郡美咲町原田 1 7 3 5       | 0868 - 66 - 1114 |
| 吉備中央町 | 住民課    | 加賀郡吉備中央町豊野 1 - 2       | 0866 - 54 - 1316 |



表 9 改善勧告等

|        |                                                                                                                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画変更勧告 | 市町村長は、特定施設の設置の届出又は特定施設の数等の変更の届出に係る特定工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、届出者に対して、騒音・振動の防止の方法又は特定施設の使用方法、配置計画を変更するよう勧告（計画変更勧告）することができる。 |
| 改善勧告   | 市町村長は、特定工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合せず、周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、特定工場等の設置者に対して、期限を定めて、騒音・振動の防止の方法又は特定施設の使用方法、配置を変更するよう勧告（改善勧告）することができる。                          |
| 改善命令   | 市町村長は、計画変更勧告又は改善勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命令（改善命令）することができる。                                                                             |

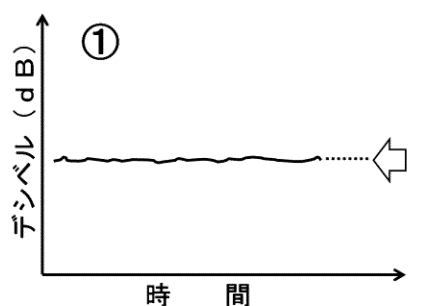
※小規模の事業者に対する改善勧告等については、当該事業者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう特に配慮しなければならない。

表 10 特定工場等から発生する騒音の測定方法

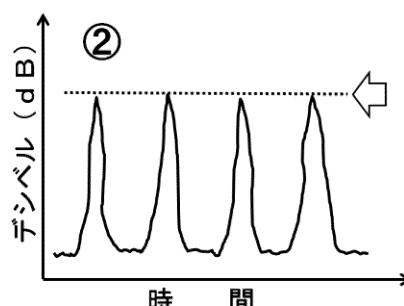
|        |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 測定機器   | 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を使用                                                                                                                                                                                                                          |
| 機器設定条件 | 周波数補正回路 A 特性 動特性 速い特性（FAST）                                                                                                                                                                                                                                      |
| 測定場所   | 特定工場等の敷地境界線上                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 測定方法   | JIS Z 8731 に定める騒音レベルの測定方法に準拠<br>騒音の大きさの決定は次のとおり<br>① 騒音計の指示値が変動せず又は変動が少ない場合は、その指示値<br>② 騒音計の指示値が周期的に又は間欠的に変動し、その最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値<br>③ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端値<br>④ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90%レンジの上端値 |
| 根拠法令   | 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準<br>（昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号）                                                                                                                                                                                                    |

《騒音の測定方法について》

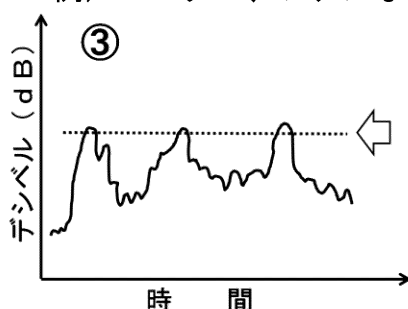
騒音の時間的変化により①～④のタイプに分類し、騒音の大きさを決定します。



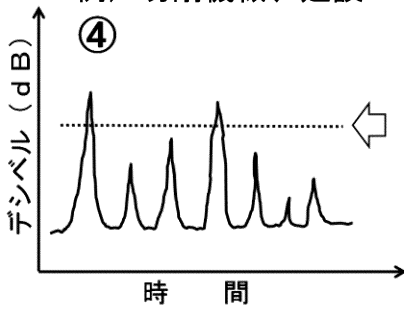
例) モーター、ファンなど



例) 切削機械、建設工事のハンマーなど



例) 多数の機械が稼働している工場など



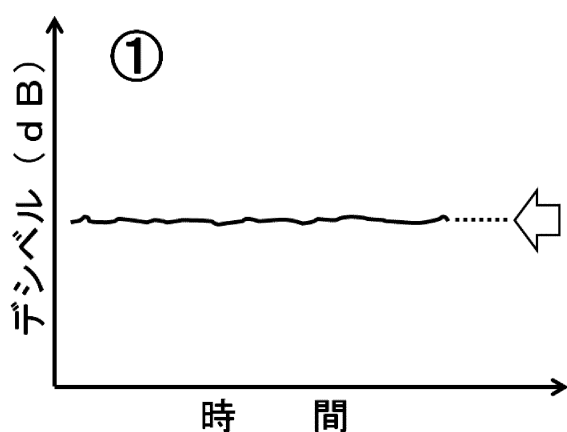
例) 鍛造機など

表 1 1 特定工場等から発生する振動の測定方法

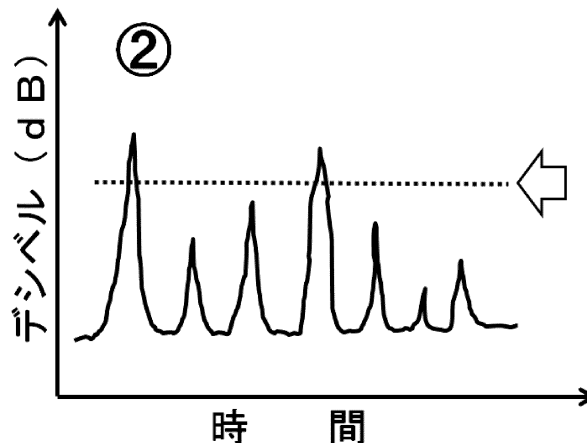
|             |                                                                                                                                                                            |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 測 定 機 器     | 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した振動レベル計を使用                                                                                                                                 |
| 機 器 設 定 条 件 | 振動感覚補正回路 鉛直振動特性                                                                                                                                                            |
| 測 定 場 所     | 特定工場等の敷地境界線上<br>振動ピックアップの設置場所<br>① 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固められた場所<br>② 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所<br>③ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所                                                           |
| 測 定 方 法     | 振動の大きさの決定は次のとおり<br>① 振動計の指示値が変動せず又は変動が少ない場合は、その指示値<br>② 振動計の指示値が周期的に又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値<br>③ 振動計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端値 |
| 備 考         | 測定場所により、暗振動の影響の補正を行う必要がある。                                                                                                                                                 |
| 根 拠 法 令 等   | 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準<br>（昭和 51 年環境庁告示第 90 号）                                                                                                                           |

《振動の測定方法について》

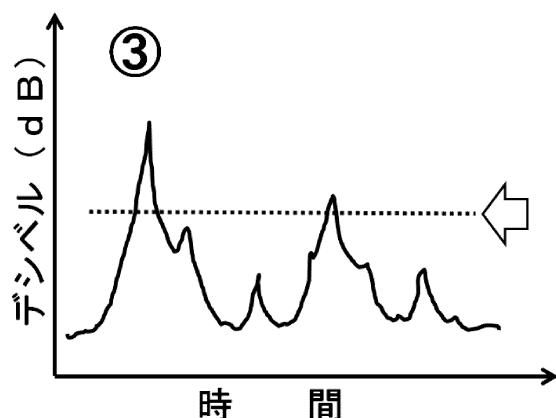
振動の時間的变化により①～③のタイプに分類し、振動の大きさを決定します。



例) コンプレッサー、モーターなど



例) プレス機、鍛造機など



例) 道路交通振動など

#### (4) 建設作業に係る規制

指定地域内（表 1）において実施される著しい騒音・振動を発生する建設作業は、「特定建設作業」（表 1 2 及び表 1 3）に該当します。

特定建設作業から発生する騒音・振動については、「規制基準」（表 1 4）が定められており、特定建設作業の敷地境界上において規制基準を遵守しなければなりません。

また、特定建設作業に際しては、市町村長に対して作業の開始の日の 7 日前までに特定建設作業実施届出を行わなければならない、特定建設作業から発生する騒音及び振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれる場合は、改善勧告等の対象となります。（表 1 5）

測定方法は、表 1 6 及び表 1 7 のとおりです。

表 1 2 騒音に係る特定建設作業

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）                                                          |
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | びょう打機を使用する作業                                                                                                                          |
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）                                                          |
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kw 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）                                                    |
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） |
| 6                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き※、原動機の定格出力が 80kw 以上のものに限る。）を使用する作業                                                      |
| 7                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き※、原動機の定格出力が 70kw 以上のものに限る。）を使用する作業                                                  |
| 8                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き※、原動機の定格出力が 40kw 以上のものに限る。）を使用する作業                                                     |
| <b>【備考】</b><br>① 作業を開始した日に終わる作業を除く。<br>② ※印は、騒音が相当程度軽減されたものとして国土交通大臣が低騒音型建設機械として指定しているものを指す。なお、みなし機械（1989 年ラベルの 19 種類 2737 型式）については平成 14 年 10 月 1 日付けで環境大臣の指定を解除している。<br>[参照（国土交通省ホームページ）]<br><a href="https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html">https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html</a> |                                                                                                                                       |

表 1 3 振動に係る特定建設作業

|                                   |                                                                                           |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1                                 | くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業                 |
| 2                                 | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業                                                                  |
| 3                                 | 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）            |
| 4                                 | ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。） |
| <b>【備考】</b><br>作業を開始した日に終わる作業を除く。 |                                                                                           |

表 1 4 特定建設作業の基準

| 規制の種別                                                                                                                                                                                                                                                                       | 区 域 の 区 分                              |                                           |                         |         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------|---------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                             | 第 1 号区域                                |                                           | 第 2 号区域                 |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                             | 騒音規制法                                  | 振動規制法                                     | 騒音規制法                   | 振動規制法   |
| 区 域 区 分 の 基 準                                                                                                                                                                                                                                                               | 第 1 種区域                                | 第 1 種区域                                   | 指定地域のうち第 1 号区域以外の区域     |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                             | 第 2 種区域                                |                                           |                         |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                             | 第 3 種区域                                | 第 2 種区域のうち、工業地域を除く区域                      |                         |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                             | 第 4 種区域のうち、表 6 の備考に掲げる施設の敷地の周囲 80m の区域 | 指定地域内の工業地域のうち、表 6 の備考に掲げる施設の敷地の周囲 80m の区域 |                         |         |
| 規 制 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                     | 85 デシベル                                | 75 デシベル                                   | 85 デシベル                 | 75 デシベル |
| 作業時間帯※                                                                                                                                                                                                                                                                      | 19:00～翌日 7:00 の時間内でないこと                |                                           | 22:00～翌日 6:00 の時間内でないこと |         |
| 作 業 期 間 ※                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1 日当たり 10 時間を超えないこと                    |                                           | 1 日当たり 14 時間を超えないこと     |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                             | 連続 6 日を超えないこと                          |                                           | 連続 6 日を超えないこと           |         |
| 作 業 日 ※                                                                                                                                                                                                                                                                     | 日曜日その他の休日でないこと                         |                                           | 日曜日その他の休日でないこと          |         |
| 【備考】                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                        |                                           |                         |         |
| ※ 作業時間帯、作業期間、作業日については、災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合などは適用されない。（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示 1 号参照）                                                                                                                                                              |                                        |                                           |                         |         |
| 【第 1 号区域と第 2 号区域の概念図】                                                                                                                                                                                                                                                       |                                        |                                           |                         |         |
| <div><div>第 1 号区域</div><div>第 2 号区域</div><div>騒音規制法</div><div>振動規制法</div><div><div>第 1 種区域</div><div>第 2 種区域</div><div>第 3 種区域</div><div>第 4 種区域</div><div>病院</div><div>学校</div><div>第 1 種区域</div><div>第 2 種区域</div><div>うち工業地域</div><div>病院</div><div>学校</div></div></div> |                                        |                                           |                         |         |

表 1 5 特定建設作業実施届出及び改善勧告等

|                   |                                                                                                                                                                    |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特定建設作業<br>実 施 届 出 | 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、その作業を開始する 7 日前までに市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。<br>⇒届出書の提出先は、特定施設に係る届出書の提出先（P19 表 8 参照）と同じです。 |
| 改 善 勧 告           | 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業から発生する騒音・振動が規制基準に適合せず、周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該工事を施工する者に対して、期限を定めて、騒音・振動の防止の方法を改善し、又は作業時間を変更するよう勧告することができる。                              |
| 改 善 命 令           | 勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、市町村長は、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命令することができる。                                                                                             |

表 1 6 特定建設作業から発生する騒音の測定方法

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 測 定 機 器     | 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を使用                                                                                                                                                                                                                              |
| 機 器 設 定 条 件 | 周波数補正回路 A 特性 動特性 速い特性（FAST）                                                                                                                                                                                                                                          |
| 測 定 場 所     | 特定建設作業が行われる敷地境界線上                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 測 定 方 法     | JIS Z 8731 に定める騒音レベルの測定方法に準拠<br>騒音の大きさの決定は次のとおり<br>① 騒音計の指示値が変動せず又は変動が少ない場合は、その指示値<br>② 騒音計の指示値が周期的に又は間欠的に変動し、その最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値<br>③ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端値<br>④ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90%レンジの上端値 |
| 根 拠 法 令 等   | 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準<br>（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）                                                                                                                                                                                                                 |

表 1 7 特定建設作業から発生する振動の測定方法

|             |                                                                                                                                                                         |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 測 定 機 器     | 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した振動レベル計を使用                                                                                                                              |
| 機 器 設 定 条 件 | 振動感覚補正回路 鉛直振動特性                                                                                                                                                         |
| 測 定 場 所     | 特定建設作業が行われる敷地境界線上<br>振動ピックアップの設置場所<br>① 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固められた場所<br>② 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所<br>③ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所                                                   |
| 測 定 方 法     | 振動の大きさの決定は次のとおり<br>① 振動計の指示値が変動せず又は変動が少ない場合 その指示値<br>② 振動計の指示値が周期的に又は間欠的に変動する場合 その変動ごとの指示値の最大値の平均値<br>③ 振動計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合 5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端値 |
| 備 考         | 測定場所により、暗振動の影響の補正を行う必要がある。                                                                                                                                              |
| 根 拠 法 令 等   | 振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）                                                                                                                                            |

## （５）自動車騒音・道路交通振動

市町村長は、指定地域内（表２）における自動車騒音及び道路交通振動の測定結果が表１８及び表１９に示す要請限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会等に対し、表２０のとおり道路交通法の規定による措置などを要請することとなっています。

測定方法は、表２１及び表２２のとおりです。

**表１８ 自動車騒音に係る要請限度**

| 騒音 | 時間区分                                                                                                                                                                                                                                           |                | a 区域    |         | b 区域    |         | c 区域    |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|    |                                                                                                                                                                                                                                                |                | 1 車線    | 2 車線以上  | 1 車線    | 2 車線以上  | 1 車線以上  |
|    | 昼間                                                                                                                                                                                                                                             | 6:00～22:00     | 65 デシベル | 70 デシベル | 65 デシベル | 75 デシベル | 75 デシベル |
|    | 夜間                                                                                                                                                                                                                                             | 22:00～翌日の 6:00 | 55 デシベル | 65 デシベル | 55 デシベル | 70 デシベル | 70 デシベル |
|    | <p>上記のうち幹線交通を担う道路に近接する空間については、次の要請限度が適用される。</p> <p>昼間 75 デシベル                      夜間 70 デシベル</p> <p>【幹線交通を担う道路に近接する空間】</p> <p>幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道において、2 車線以下の場合は道路端から 15m の範囲、3 車線以上の場合は道路端から 20m の範囲を指す。</p> |                |         |         |         |         |         |

**表１９ 道路交通振動に係る要請限度**

| 振動 | 時間区分 |                | 第 1 種区域 | 第 2 種区域 |
|----|------|----------------|---------|---------|
|    | 昼間   | 7:00～20:00     | 65 デシベル | 70 デシベル |
|    | 夜間   | 20:00～翌日の 7:00 | 60 デシベル | 65 デシベル |

**表２０ 公安委員会・道路管理者等に対する要請等**

|                   |                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自動車騒音<br>(騒音規制法)  | <p>市町村長は、自動車騒音の測定を行った場合、指定地域内における自動車騒音が要請限度を超えていることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。</p> <p>上記の要請を行う場合を除くほか、市町村長は、道路管理者又は関係行政機関の長に対して、道路部分の構造改善等に関して意見を述べることができる。</p> |
| 道路交通振動<br>(振動規制法) | <p>市町村長は、道路交通振動の測定を行った場合、指定地域内における道路交通振動が要請限度を超えていることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対して、道路交通振動を防止するための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。</p>                         |

表 2 1 自動車騒音の測定方法

|             |                                                                                                                                                                                         |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 測 定 機 器     | 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を使用                                                                                                                                                 |
| 機 器 設 定 条 件 | 周波数補正回路 A 特性                      動特性    速い特性（FAST）                                                                                                                                     |
| 測 定 場 所     | 測定位置<br>① 道路に接して住居等が存在している場合は、道路の敷地境界線上<br>② 道路から距離をおいて住居等が存在している場合は、住居等相当地点<br>測定高さ<br>当該地点の鉛直方向において生活環境保全上騒音が最も問題となる位置                                                                |
| 測 定 時 期     | 連続する 7 日間のうち自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について、原則として全時間を通じて行う。                                                                                                                                |
| 測 定 方 法     | ① 原則として JIS Z 8731 に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。<br>② 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに 3 日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とすること。<br>③ 「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年環境省）を参照すること。 |
| 備 考         | ① 原則として交差点を除くこと。<br>② 自動車騒音以外の騒音、当該道路以外の道路の自動車騒音による影響があると認められるときは、これらの影響を勘案し、実測値を補正すること。                                                                                                |
| 根 拠 法 令 等   | 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）                                                                                                                       |

表 2 2 道路交通振動の測定方法

|             |                                                                                                                                                                |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 測 定 機 器     | 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した振動レベル計を使用                                                                                                                     |
| 機 器 設 定 条 件 | 振動感覚補正回路    鉛直振動特性                                                                                                                                             |
| 測 定 場 所     | 道路の敷地境界線上<br>振動ピックアップの設置場所<br>① 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固められた場所<br>② 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所<br>③ 温度、電気、磁気等の外因条件の影響を受けない場所                                                  |
| 測 定 方 法     | ① 当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行う。<br>② 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80% レンジの上端値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。 |
| 備 考         | 測定場所により、暗振動の影響の補正を行う必要がある。                                                                                                                                     |
| 根 拠 法 令 等   | 振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）                                                                                                                                   |



## 2 騒音に係る環境基準

### (1) 環境基準

「環境基準」とは、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法で定められているものです。

騒音に係る環境基準は、①一般地域及び道路に面する地域に適用される「騒音に係る環境基準」、②飛行場周辺に適用される「航空機騒音に係る環境基準」、③新幹線鉄道騒音沿線に適用される「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の3つが定められています。(振動に係る環境基準はありません。)

### (2) 一般地域及び道路に面する地域

一般地域及び道路に面する地域に係る類型は、表2-3に示した内容を基本として当てはめています。(町村の区域は県知事が、市の区域は市長が当てはめています。)

岡山県では騒音に係る環境基準について、道路に面する地域を含む一般地域における「環境基準」が適用される地域(当てはめ地域)を表2-4のとおり20市町の全域又は一部で指定しています。

一般地域については、表2-5のとおり類型ごとに環境基準が定められており、道路に面する地域では表2-6の環境基準が適用されます。

また、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として表2-7の環境基準が適用されます。

なお、騒音の測定方法は、表2-8のとおり定められています。

表2-3 当てはめ地域の類型と用途地域との関係

| 類型 | 当てはめ地域の状況                             | 対応する用途地域                                                             |
|----|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| AA | 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域 |                                                                      |
| A  | 専ら住居の用に供される地域                         | 第一種低層住居専用地域<br>第二種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域<br>第二種中高層住居専用地域<br>田園住居地域 |
| B  | 主として住居の用に供される地域                       | 第一種住居地域<br>第二種住居地域<br>準住居地域                                          |
| C  | 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域             | 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域<br>工業地域                                      |

表 2 4 一般地域・道路に面する地域

令和 5 年 4 月 1 日現在

| 市町村名       |                                                             | 当てはめ地域                  |                         |             |
|------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------|
| 現在         | 合併前                                                         | 類型 A                    | 類型 B                    | 類型 C        |
| 岡山市        | 岡山市<br>灘崎町<br>瀬戸町                                           | 一低，一中高，二中高              | 一住，二住，用途以外              | 近商，商業，準工，工業 |
|            | 御津町<br>建部町                                                  | 御津町新庄及び御津町<br>矢原の各一部    |                         | 類型 A 以外の地域  |
| 倉敷市        | 倉敷市<br>船穂町<br>真備町                                           | 一低，二低，一中高，二<br>中高       | 一住，二住，用途以外              | 近商，商業，準工，工業 |
| 津山市        | 津山市                                                         | 一低，二低，一中高，二<br>中高       | 一住，二住                   | 近商，商業，準工，工業 |
| 玉野市        | －                                                           | 一低，一中高，二中高              | 一住，二住，用途以外              | 近商，商業，準工，工業 |
| 笠岡市        | －                                                           | 一低，一中高，二中高              | 一住，二住，用途以外<br>(島しょ部を除く) | 近商，商業，準工，工業 |
| 井原市        | 井原市                                                         | 一低，一中高                  | 一住，用途以外                 | 近商，商業，準工，工業 |
| 総社市        | 総社市<br>山手村<br>清音村                                           | 一低，一中高，二中高              | 一住，二住，用途以外              | 近商，商業，準工，工業 |
| 高梁市        | 高梁市                                                         | 一低，一中高，二中高              | 一住，二住                   | 近商，商業，準工，工業 |
| 新見市        | 新見市                                                         | 一低                      | 一住，二住                   | 近商，商業，準工，工業 |
| 備前市        | 備前市                                                         | 一低，一中高，二中高              | 一住，二住                   | 近商，商業，準工，工業 |
| 赤磐市        | 山陽町                                                         | 一低，一中高                  | 一住，二住                   | 近商，準工       |
|            | 熊山町                                                         | 一低                      | 一住                      | 近商，準工       |
| 真庭市        | 北房町<br>勝山町<br>落合町<br>湯原町<br>久世町<br>美甘村<br>川上村<br>八束村<br>中和村 | 一低、一中高                  | 一住，二住                   | 近商，準工，工業    |
| 美作市        | 美作町                                                         | 一低，一中高                  | 一住，二住                   | 近商，商業，準工    |
| 浅口市        | 金光町                                                         | 一低，一中高，二中高              | 一住，二住                   | 近商，準工       |
| 和気町        | 和気町                                                         | 一低，一中高                  | 一住，二住                   | 商業，準工       |
| 早島町        | －                                                           | 一低，一中高                  | 一住，用途以外                 | 近商，準工，工業    |
| 里庄町        | －                                                           | 新庄グリーンレスト<br>の全域及び浜中の一部 |                         | 類型 A 以外の地域  |
| 矢掛町        | －                                                           | 一中高，二中高                 | 一住                      | 近商，準工，工業    |
| 勝央町        | －                                                           | 一低，二中高                  | 一住，準住                   | 近商，準工       |
| 吉 備<br>中央町 | 加茂川町<br>賀陽町                                                 | 一低，一中高                  | 一住，二住                   | 商業，準工       |

※市町村欄の「合併前」とは平成 16 年 10 月～平成 19 年 1 月に行われた市町村合併前の市町村名。

※「御津町新庄及び御津町矢原の各一部」と書かれた地域は、岡山市環境保全課に備えられている別図のとおり。

表 2 5 一般地域における騒音に係る環境基準

| 時間区分 |                | 類型 A A    | 類型 A      | 類型 B      | 類型 C      |
|------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 昼間   | 6:00～22:00     | 50 デシベル以下 | 55 デシベル以下 | 55 デシベル以下 | 60 デシベル以下 |
| 夜間   | 22:00～翌日の 6:00 | 40 デシベル以下 | 45 デシベル以下 | 45 デシベル以下 | 50 デシベル以下 |

表 2 6 道路に面する地域における騒音に係る環境基準

| 時間区分 |                | 類型 A A | 類型 A            | 類型 B            | 類型 C      |
|------|----------------|--------|-----------------|-----------------|-----------|
|      |                |        | 2 車線以上の車線を有する道路 | 2 車線以上の車線を有する道路 | 車線を有する道路  |
| 昼間   | 6:00～22:00     |        | 60 デシベル以下       | 65 デシベル以下       | 65 デシベル以下 |
| 夜間   | 22:00～翌日の 6:00 |        | 55 デシベル以下       | 60 デシベル以下       | 60 デシベル以下 |

表 2 7 幹線交通を担う道路に近接する空間における騒音に係る環境基準

|                                                                                                                                   |                |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------|
| 【幹線交通を担う道路に近接する空間】<br>幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道において、2 車線以下の場合は道路端から 15m の範囲、3 車線以上の場合は道路端から 20m の範囲を指す。 |                |           |
| 昼間                                                                                                                                | 6:00～22:00     | 70 デシベル以下 |
| 夜間                                                                                                                                | 22:00～翌日の 6:00 | 65 デシベル以下 |
| 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45 デシベル以下、夜間：40 デシベル以下）によることができる。                           |                |           |

表 2 8 一般地域における騒音の測定方法（道路に面する区域を含む。）

|       |                                                                                                                                            |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 測定機器  | ① 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計<br>② 等価騒音レベルの演算は、原則として JIS 付属書に適合する騒音計又は同等の機能を有するレベル処理器による。                                         |
| 測定時期  | 騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日                                                                                                                    |
| 測定方法  | ① JIS Z 8731 に定める騒音レベルの測定方法に準拠。<br>② 評価方法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。<br>③ 「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年環境省）を参照。 |
| 備考    | 著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場、鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。                                                                              |
| 根拠法令等 | 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）                                                                                                        |

### (3) 新幹線鉄道騒音

岡山県では、新幹線鉄道騒音に係る環境基準のあてはめ地域を表 29 のとおり定めており、あてはめ地域内については、表 30 の環境基準が適用されます。

また、新幹線鉄道騒音の測定方法は表 31 のとおり定められています。

**表 29 新幹線鉄道騒音に係る環境基準のあてはめ地域**

| 【あてはめをする地域】<br>新幹線鉄道の軌道中心線より左右それぞれ 300m（橋りょうに係る部分は 400m）以内の地域                                                                                                                                                                                                                                                           |                                              |                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 類 型                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | あてはめ地域の状況                                    | あてはめ地域                                                                                                                                                             |
| I                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 主として住居の用に供される地域                              | 地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに用途地域以外の地域のうち別途図面に表示する地域 |
| II                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 商工業の用に供される地域等類型 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域 | 地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域以外の地域のうち別途図面に表示する地域                                                     |
| <b>【備考】</b><br>①対象市町<br>岡山市、倉敷市、笠岡市、総社市、備前市、瀬戸内市、浅口市、里庄町<br>②「別途図面に表示する地域」と書かれた地域は、県環境管理課及び対象市町に備えられている別図のとおり。<br>③新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域図（おかやま全県統合型 GIS）<br><a href="http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/PositionSelect?mid=50001">http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/PositionSelect?mid=50001</a> |                                              |                                                                                                                                                                    |

**表 30 新幹線鉄道騒音に係る環境基準**

| 類 型 | 基準値       |
|-----|-----------|
| I   | 70 デシベル以下 |
| II  | 75 デシベル以下 |

表 3 1 新幹線鉄道騒音の測定方法

|           |                                                                                                                                                |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 測 定 機 器   | 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を使用                                                                                                        |
| 機器設定条件    | 周波数補正回路 A 特性 動特性 遅い特性（SLOW）                                                                                                                    |
| 測 定 場 所   | ① 屋外の地上 1.2m で新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか問題となる地点<br>② なるべく線路を見通せる場所<br>③ できる限り暗騒音がピークレベルより 10 デシベル以上低い地点                                           |
| 測 定 時 期   | ① 年間を通じて平均的な新幹線鉄道騒音の状況を把握するに適切な測定時期を選定すること。<br>② 特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常より低い時期を避けること。                                                            |
| 測 定 方 法   | 上下列車合わせて連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読みとり、そのピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均する。                                                       |
| 備 考       | ① 測定に際しては、軌道構造、各列車の騒音の継続時間、走行速度及び測定点における暗騒音レベル（中央値及び 90% レベル上下端値）を併せて調査することが望ましい。<br>② 他の測定点との比較ができるよう、軌道中心線より 25m 地点及び 50m 地点を併せて測定することが望ましい。 |
| 根 拠 法 令 等 | 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年環境庁告示第 46 号）                                                                                                       |

《補足：在来鉄道の新設又は大規模改良に係る騒音対策の指針》

在来鉄道に係る騒音については、環境基準は定められていませんが、新設又は大規模改良（複線化、複々線化、道路との連続立体交差化又はこれに準ずる立体交差化を行うこと。）に際しては、表 3 2 に掲げる騒音対策に係る指針が定められています。

また、在来鉄道騒音の測定方法は、表 3 3 のとおり定められています。

表 3 2 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

| 種 類                    | 騒 音 対 策 の 指 針                                                                                                               |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 在来鉄道の新設                | 等価騒音レベルとして、昼間（7:00～22:00）については 60 デシベル以下、夜間（22:00～翌日の 7:00）については 55 デシベル以下とする。<br>なお、住居専用地域等の住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。 |
| 在 来 鉄 道 の<br>大 規 模 改 良 | 騒音レベルの状況を改良前より改善すること。                                                                                                       |

表 3 3 在来鉄道騒音の測定方法

|             |                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 測 定 機 器     | 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を使用                                                                                                                                                          |
| 機 器 設 定 条 件 | 周波数補正回路 A 特性 動特性 遅い特性（SLOW）                                                                                                                                                                      |
| 測 定 場 所     | <p>鉄道用地の外部であって、地域の騒音を代表すると思われる屋外の地点で以下の条件を満たす場所</p> <p>① 近接側軌道中心線から水平距離が 12.5m の地点</p> <p>② マイクの設置高さは地上 1.2m の地点</p> <p>③ 原則として窓又は外壁から 3.5m 以上離れた場所</p>                                          |
| 測 定 時 間     | <p>① 列車騒音以外の暗騒音との差が 10 デシベル以上となるような間を測定する。</p> <p>② 雨天その他の特殊な気象条件にある時期を避けること。</p>                                                                                                                |
| 測 定 方 法     | 原則として、当該路線を通過する全列車（上下列車合わせて）について、通過列車ごとの騒音の単発騒音暴露レベルを測定の上、等価騒音レベルを算出する。                                                                                                                          |
| 備 考         | <p>① 測定地点と異なる場所において、鉄道騒音が問題となる場合は、参考のため当該問題となる場所においても併せて騒音を測定することが望ましい。</p> <p>② 通常住民の生活が考えられない地域、地下空間、踏切等防音壁の設置が困難な区間及び分岐器設置区間、急曲線区間等ロングレール化が困難な区間、事故・自然災害・大晦日等通常とは異なる運行をする場合は、本指針の適用除外とする。</p> |
| 根 拠 法 令 等   | 「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成 7 年環大一第 174 号）                                                                                                                                               |

#### (4) 航空機騒音

航空機騒音に係る類型は、県知事が表 3 4 のとおり当てはめています。

また、類型ごとの環境基準及び騒音の測定方法は表 3 5 及び表 3 6 のとおりです。

表 3 4 航空機騒音に係る環境基準の当てはめ地域

| 地域の類型 | 当 て は め 地 域                                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| II    | 岡山市のうち岡山空港周辺地域の一部<br>○概ね滑走路延長方向に滑走路中心から東へ約 4.0km、西へ約 3.5km、滑走路中心線から左右にそれぞれ約 400m 以内の地域（図 6 のとおり） |

(備考) 類型Ⅰを当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、類型Ⅱを当てはめる地域は類型Ⅰ以外の地域であって通常的生活を保全する必要がある地域としています。現在、岡山空港の周辺には類型Ⅰを当てはめている地域はありません。

図6 航空機騒音に係る環境基準の当てはめ地域

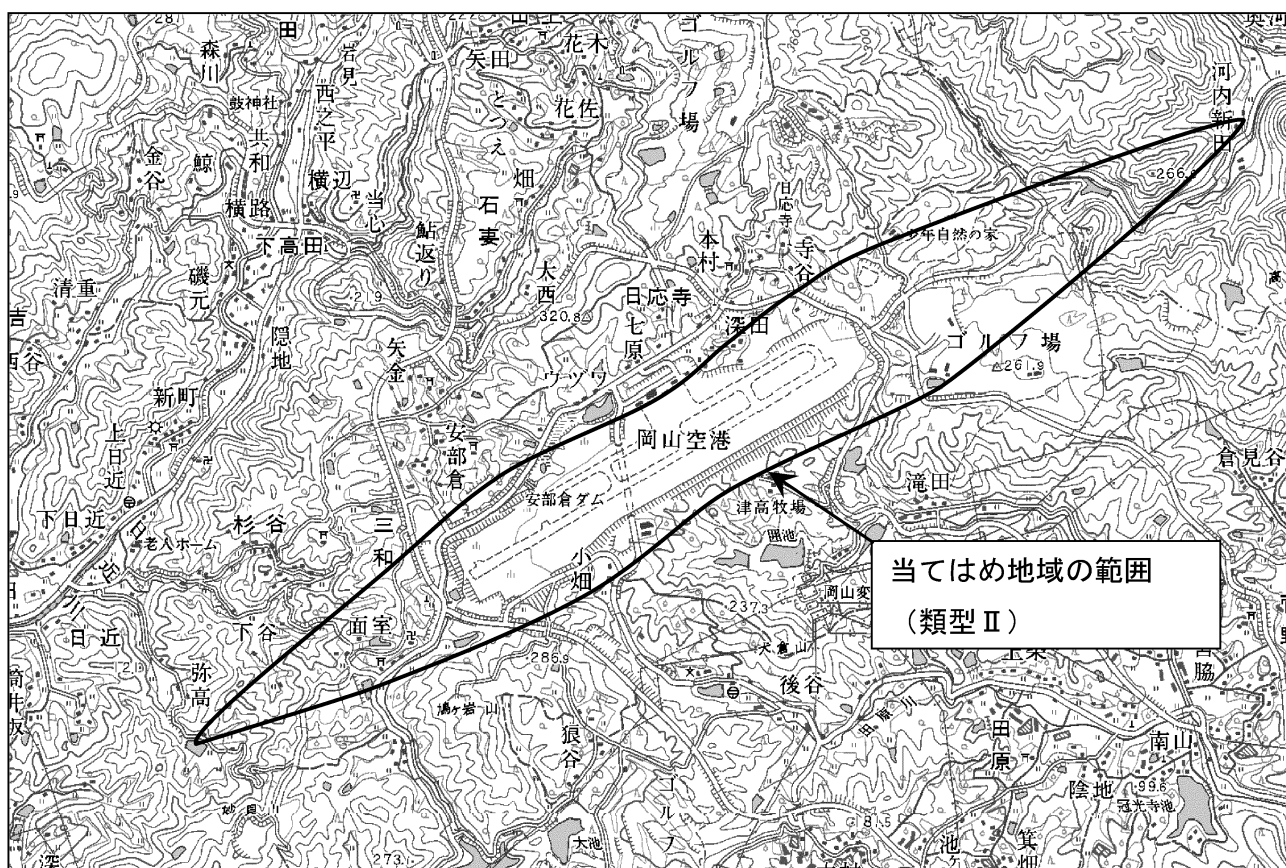


表 3 5 航空機騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | 基準値        |
|-------|------------|
| I     | 5 7 デシベル以下 |
| II    | 6 2 デシベル以下 |

表 3 6 航空機騒音の測定方法

|             |                                                                                                                                                                                                               |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 測 定 機 器     | 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を使用                                                                                                                                                                       |
| 機 器 設 定 条 件 | 周波数補正回路 A 特性 動特性 遅い特性（SLOW）                                                                                                                                                                                   |
| 測 定 場 所     | 屋外で当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点                                                                                                                                                                                    |
| 測 定 時 期     | 飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期とする。                                                                                                                                                             |
| 測 定 方 法     | 原則として連続 7 日間測定を実施し、騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル（ $L_{AE}$ ）を計測する。<br>なお、 $L_{AE}$ の求め方については、JIS Z8731 に従うものとする。<br>また、1 日ごとの時間帯補正等価騒音レベル（ $L_{den}$ ）を算出し、全測定日の $L_{den}$ について、パワー平均を算出する。 |
| 根 拠 法 令 等   | 「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 154 号）                                                                                                                                                                       |



### 3 騒音の性質と表記方法

騒音レベルの表記には「デシベル (dB)」という単位が使用されますが、これは、人が感じる騒音の大きさを音圧で表すと、0.00001～100 [Pa] の範囲となり大変不便となること、また、人の騒音の感じ方は、音の強さの常用対数にほぼ比例していることから、対数を用いて計算処理した「デシベル」で表記します。

#### (1) 騒音レベル

騒音レベル  $L_{pA}$  [デシベル] は、次式により算出されます。また、騒音レベルの値と騒音の大きさの例を図7に示します。

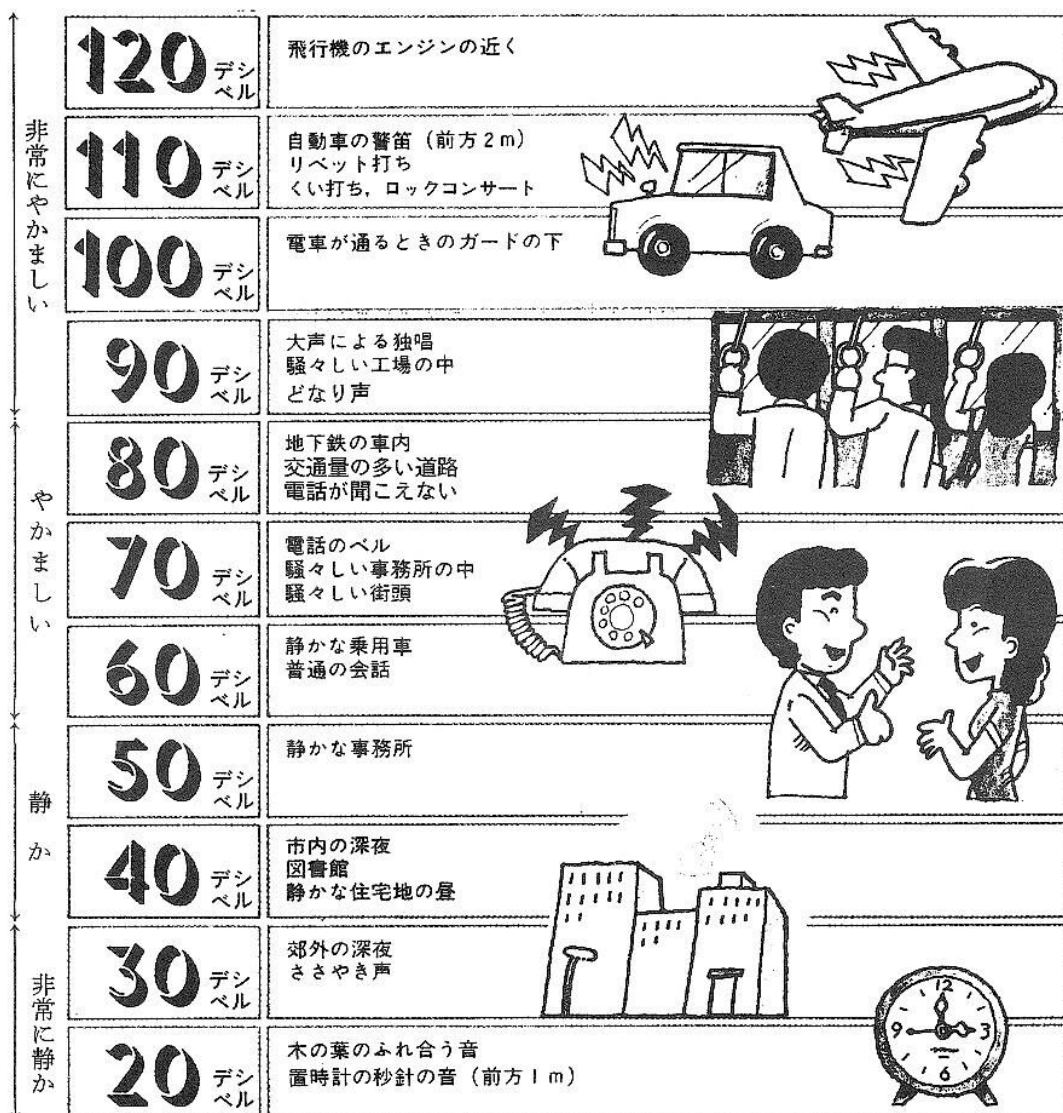
$$L_{pA} = 20 \log_{10} \frac{p_A}{p_0} \quad [\text{デシベル}] \quad p_A = \sqrt{\sum (p_{nA}^2 \times 10^{a_n/10})} \quad [\text{Pa}]$$

$p_{nA}$  周波数  $n$  [Hz] の成分の音圧実効値 [Pa]

$a_n$  周波数  $n$  [Hz] における補正值 [-]

$p_0$  基準となる音圧  $2.0 \times 10^{-5}$  [Pa] (=0 デシベル)

図7 騒音の大きさの例



騒音レベルの表示方法（表 3 7）については、測定された瞬時値（騒音レベル）だけでなく、一定時間に測定された騒音レベルを統計処理した時間率騒音レベルやエネルギー平均で表した等価騒音レベルなどがあります。

表 3 7 騒音レベルの表示方法

| 表示方法                              | 定 義                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 音 圧 レ ベ ル<br>$L_p$                | 音圧実効値の2乗を基準音圧 ( $2.0 \times 10^{-5}$ [Pa]) の2乗で除した値の常用対数の10倍としたものである。<br>$L_p = 10 \log_{10} \frac{p^2}{p_0^2}$                                                                                                                                                       |
| 騒 音 レ ベ ル<br>$L_{pA}$             | A特性音圧（周波数重み特性Aを通して測定される音圧実効値）の2乗を基準音圧 ( $2.0 \times 10^{-5}$ [Pa]) の2乗で除した値の常用対数の10倍としたものである。<br>$L_{pA} = 10 \log_{10} \frac{p_A^2}{p_0^2}$                                                                                                                          |
| 時間率騒音レベル<br>$L_{AN,T}$            | 時間重み特性Fで測定した騒音レベルが、対象とする時間 $T$ の $N\%$ の時間においてあるレベルを超えている場合、そのレベルを「 $N\%$ 時間率騒音レベル」という。通常は次の時間率騒音レベルを用いる。<br>$L_{A5,T}$ 5%時間率騒音レベル（90%レンジ上端値）<br>$L_{A50,T}$ 50%時間率騒音レベル（中央値）<br>$L_{A95,T}$ 95%時間率騒音レベル（90%レンジ下端値）                                                   |
| 等価騒音レベル<br>$L_{Aeq,T}$            | 変動する騒音のある時間範囲 $T$ について、エネルギー的な平均値として表した騒音レベルである。変動する騒音のある時間範囲 $T$ における等価騒音レベルは、その騒音と等しいA特性の平均2乗音圧を持つ定常音の騒音レベルに相当する。<br>$L_{Aeq,T} = 10 \log_{10} \left\{ \frac{1}{T} \int_{t_1}^{t_2} \frac{p_A^2(t)}{p_0^2} dt \right\}$                                             |
| 単 発 暴 露<br>騒 音 レ ベ ル<br>$L_{AE}$  | 単発的に発生する騒音の全エネルギー（瞬時A特性音圧の2乗の積分値）と等しいエネルギーを持つ継続時間1秒の定常音の騒音レベルである。<br>$L_{AE} = 10 \log_{10} \frac{1}{T_0} \int_{t_1}^{t_2} \frac{p_A^2(t)}{p_0^2} dt$                                                                                                                 |
| 時 間 帯 補 正<br>等価騒音レベル<br>$L_{den}$ | 1日（0時～24時）の間の観測される騒音のうち、対象とする航空機騒音の単発騒音暴露レベル $L_{AE}$ を環境基準に準じて時間帯別に補正した後にエネルギー加算し、観測時間（1日＝86400秒）で平均してレベル表示した値である。<br>$L_{den} = 10 \log_{10} \frac{\sum 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum 10^{\frac{L_{AE,ei}+5}{10}} + \sum 10^{\frac{L_{AE,ni}+10}{10}}}{T_d/T_0}$ |

【凡例】

|                     |                                |             |                                         |
|---------------------|--------------------------------|-------------|-----------------------------------------|
| $p$                 | 音圧実効値 [Pa]                     | $L_{AE,di}$ | 7:00～19:00 の時間帯における $i$ 番目の $L_{AE}$    |
| $p_0$               | 基準音圧 $2.0 \times 10^{-5}$ [Pa] | $L_{AE,ei}$ | 19:00～22:00 の時間帯における $i$ 番目の $L_{AE}$   |
| $p_A$               | A特性音圧 [Pa]                     | $L_{AE,ni}$ | 22:00～翌日の7:00 の時間帯における $i$ 番目の $L_{AE}$ |
| $p_A(t)$            | 対象とする騒音の瞬時A特性音圧 [Pa]           |             |                                         |
| $T = t_2 - t_1$ [s] | $T_0$ 基準時間 (1s)                | $T_d$       | 観測時間 (86400s)                           |

## (2) 重合音

複数の機械から騒音が発生した場合、これらの騒音が合成されるため、合成騒音（重合音の騒音）レベルは、個々の機械から発生する騒音よりも大きくなります。

この重合音の騒音レベルの計算方法は次のとおりであり、例えば、同じ騒音レベルの機械が 2 台同時に稼働している場合、重合音の騒音レベルは個々の機械を稼働させる場合よりも 3 デシベル大きくなります。（表 3 8）

$$L_{mix} = 10 \log_{10} \left( \sum 10^{L_n/10} \right) \quad [\text{デシベル}]$$

$L_{mix}$  重合音の騒音レベル [デシベル]       $L_n$  個々の騒音レベル [デシベル]

### 【計算例】

金属プレス機 A を単独で稼働させたときの騒音レベルは 75 デシベル

金属プレス機 B を単独で稼働させたときの騒音レベルは 82 デシベル

金属プレス機 A と B を同時に稼働させたときの騒音レベルは…？

$$L_A = 75 \text{ デシベル} \quad L_B = 82 \text{ デシベル}$$

$$\begin{aligned} L_{mix} &= 10 \log_{10} \left( \sum 10^{L_n/10} \right) = 10 \log_{10} \left( 10^{L_A/10} + 10^{L_B/10} \right) \\ &= 10 \log_{10} \left( 10^{75/10} + 10^{82/10} \right) = 82.8 \text{ デシベル} \end{aligned}$$

これを 2 つの騒音源から発生する場合に簡略化して計算した場合、補正值は表 3 8 のように表され、2 つのうち大きい方の騒音レベルに補正值を加えた値が重合音の騒音レベルとなります。

表 3 8 2 種類の騒音源から発生する騒音の重合音を算出する簡略式

| 騒音レベルの差<br>$L_B - L_A$ [デシベル] | 補正值<br>$L_{div}$ [デシベル] | 騒音レベルの差<br>$L_B - L_A$ [デシベル] | 補正值<br>$L_{div}$ [デシベル] |
|-------------------------------|-------------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 0                             | 3.0                     | 8                             | 0.6                     |
| 1                             | 2.5                     | 9                             | 0.5                     |
| 2                             | 2.1                     | 10                            | 0.4                     |
| 3                             | 1.8                     | 11～12                         | 0.3                     |
| 4                             | 1.5                     | 13～14                         | 0.2                     |
| 5                             | 1.2                     | 15～19                         | 0.1                     |
| 6                             | 1.0                     | 20 以上                         | 0                       |
| 7                             | 0.8                     |                               |                         |

$$L_{mix} = L_B + L_{div}$$

$L_{mix}$  重合音の騒音レベル [デシベル]

$L_A$  騒音源から発生する騒音レベル（騒音レベルの小さい方） [デシベル]

$L_B$  騒音源から発生する騒音レベル（騒音レベルの大きい方） [デシベル]

$L_{div}$  補正值 [デシベル]

### (3) 騒音レベルの平均値

測定された騒音レベルの平均値を求める場合、通常の方法（算術平均）ではなく、次式によりエネルギー平均（パワー平均）を行い求めます。

$$L_{ave} = 10 \log_{10} \left( \frac{\sum 10^{L_n/10}}{N} \right) \quad [\text{デシベル}]$$

$L_{ave}$  平均した騒音レベル [デシベル]

$L_n$  個々の騒音レベル [デシベル]

$N$  測定した騒音データの数

#### 【計算例】

第1回測定時の騒音レベルは 70 デシベル

第2回測定時の騒音レベルは 73 デシベル

第3回測定時の騒音レベルは 68 デシベル

第1回～第3回測定時の騒音レベルの平均値は…？

$L_1=70$  デシベル       $L_2=73$  デシベル       $L_3=68$  デシベル

$$L_{ave} = 10 \log_{10} \left( \frac{\sum 10^{L_n/10}}{N} \right) = 10 \log_{10} \left( \frac{10^{L_1/10} + 10^{L_2/10} + 10^{L_3/10}}{3} \right)$$

$$= 10 \log_{10} \left( \frac{10^{70/10} + 10^{73/10} + 10^{68/10}}{3} \right) = 70.8 \text{ デシベル}$$

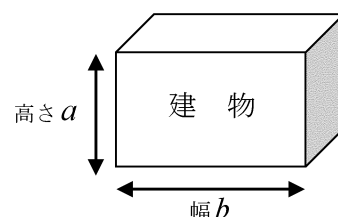
### (4) 騒音の距離減衰

騒音源から発生した騒音は、幾何学的に拡散するため、距離とともに騒音レベルは小さくなります。これを「距離減衰」といいます。

音源の種類は、主に表 3 9 のように分類され、音源の種類によって、距離減衰の割合が異なります。

表 3 9 距離減衰の種類

| 距離減衰の種類 | 距離減衰の特徴                                                                     |                  |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 点音源     | 固定された機械等の騒音源から発生する騒音については、距離が 2 倍離れるごとに 6 デシベル減衰する。                         |                  |
| 線音源     | 自動車や鉄道等の線状の騒音源から発生する騒音については、距離が 2 倍離れるごとに 3 デシベル減衰する。                       |                  |
| 面音源     | 建物内部に騒音源があり、そこから発生する騒音が、建物全体（壁全体）から放射される騒音については、面の大きさと建物からの距離により減衰の状況が変化する。 |                  |
|         | 建物からの距離                                                                     | 減衰割合             |
|         | $0 \sim a/\pi$                                                              | 距離減衰なし           |
|         | $a/\pi \sim b/\pi$                                                          | 線音源の減衰 (-3dB/DD) |
|         | $b/\pi$ 以遠                                                                  | 点音源の減衰 (-6dB/DD) |



## 4 振動の性質と表記方法

振動レベルには、騒音レベルと同様に「デシベル (dB)」という単位が使用されますが、これは、人が感じる振動の大きさを加速度で表すと、 $0.00001 \sim 100 [\text{m/s}^2]$  の範囲となり大変不便となること、また、人の振動の感じ方は、振動の強さの常用対数にほぼ比例していることから、対数を用いて計算処理した「デシベル」で表記します。

振動レベルは、次式により算出されます。また、振動レベルの値と振動の大きさの例を図8に示します。

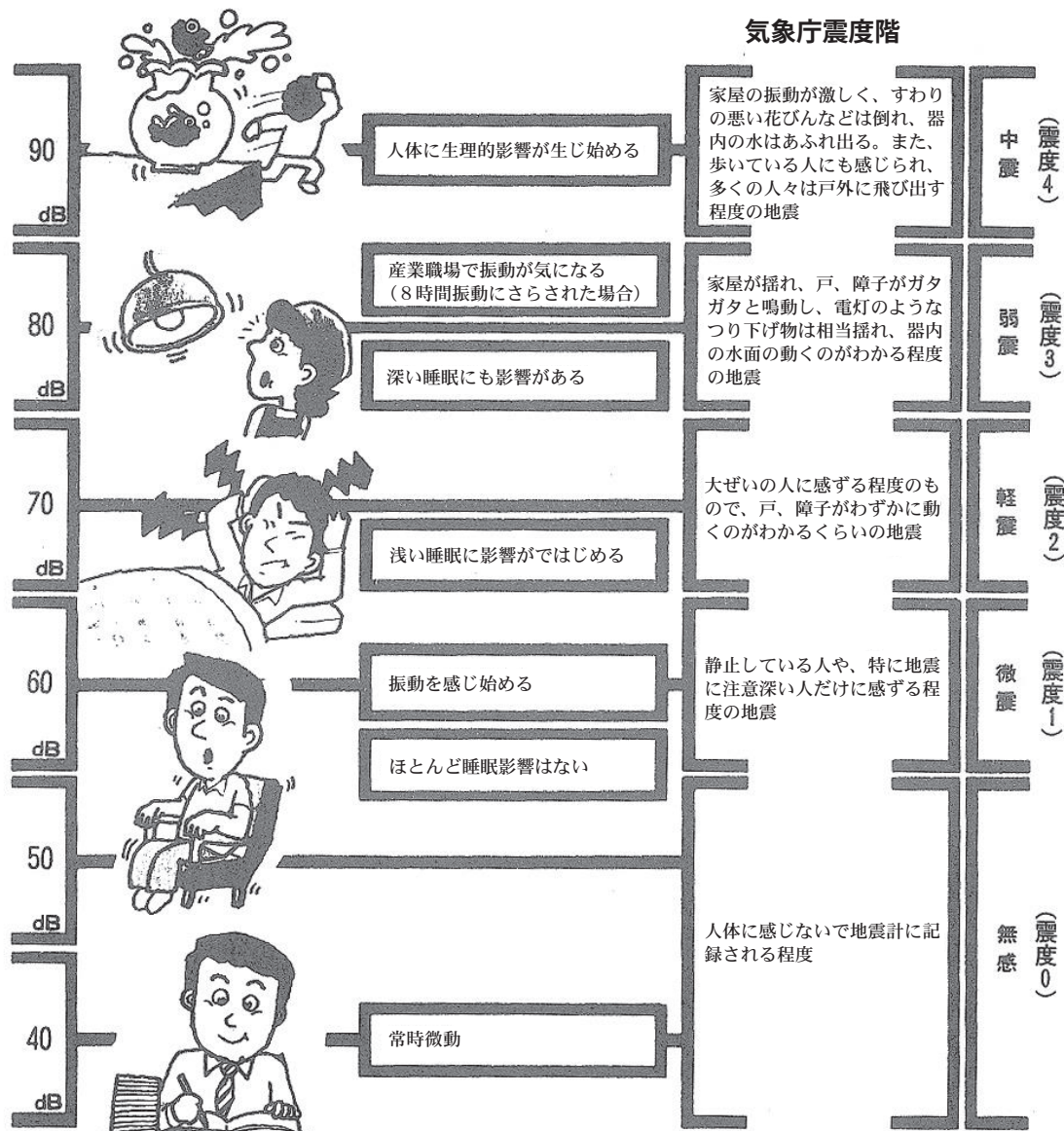
$$L_{VA} = 20 \log_{10} \frac{A}{A_0} \quad [\text{デシベル}] \quad A = \sqrt{\sum (A_n^2 \times 10^{a_n/10})} \quad [\text{m/s}^2]$$

$A_n$  周波数  $n$  [Hz] の成分の振動加速度の実効値 [Pa]

$a_n$  周波数  $n$  [Hz] における補正值 [-]

$A_0$  基準となる振動レベル  $1.0 \times 10^{-5} [\text{m/s}^2]$  (=0 デシベル)

図8 振動の大きさの例



振動レベルの表示方法については、表 4 0 のとおりとなっています。

表 4 0 振動レベルの表示方法

| 表示方法                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 定 義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 振動加速度レベル<br>$L_A$                                                                                                                                                                                                                                                                              | 振動加速度の実効値を基準の振動加速度 ( $1.0 \times 10^{-5} \text{ [m/s}^2\text{]}$ ) で除した値の常用対数の 20 倍としたものである。<br>$L_A = 20 \log_{10} \frac{A}{A_0} \text{ [デシベル]}$                                                                                                                                                                      |
| 振 動 レ ベ ル<br>$L_V$                                                                                                                                                                                                                                                                             | 鉛直特性（又は水平特性）で重み付けした振動加速度の実効値を基準の振動加速度 ( $1.0 \times 10^{-5} \text{ [m/s}^2\text{]}$ ) で除した値の常用対数の 20 倍としたものである。<br>$L_V = 20 \log_{10} \frac{A_V}{A'_0} \text{ [デシベル]} \quad A_V = \sqrt{\sum (A_n^2 \times 10^{a_n/10})}$<br>なお、振動レベルについては、通常次のような表記を用いる。<br>$L_{10}$ 80%レンジ上端値<br>$L_{50}$ 中央値<br>$L_{90}$ 80%レンジ下端値 |
| <b>【凡例】</b><br>$A$ 振動加速度の実効値 $\text{[m/s}^2\text{]}$<br>$A_0$ 基準の振動加速度 $1.0 \times 10^{-5} \text{ [m/s}^2\text{]}$<br>$A_n$ 周波数 $n\text{[Hz]}$ における振動加速度 $\text{[m/s}^2\text{]}$<br>$a_n$ 周波数 $n\text{[Hz]}$ における補正值<br>$A'_0$ 基準の振動加速度（5Hz の鉛直振動） $1.0 \times 10^{-5} \text{ [m/s}^2\text{]}$ |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

## 5 低周波音

「低周波音」とは、概ね周波数が 100Hz 以下の音を指し、特に周波数が 20Hz 以下の音を「超低周波音」と呼んでいます。

一般的な人の聞き取ることができる音の周波数は 20Hz～20000Hz とされているため、低周波音は耳に聞こえないか、又は聞こえても可聴音と異なり、低音やうなりのような音として聞こえ、はっきりと認識することが難しい場合もあります。

低周波音に係る苦情については、以前から報告例がありましたが、近年は特に心理的・生理的な苦情が増加している傾向にあります。低周波音に係る苦情については、表 4 1 のようなものが挙げられます。

また、低周波音の発生源や発生形態については、まだ十分な知見が得られていませんが、主な発生源としては、表 4 2 のような場所が挙げられます。

表 4 1 低周波音に係る苦情（例）

| 苦情の種類     | 具 体 例                                           |
|-----------|-------------------------------------------------|
| 物 的 苦 情   | 音を感じないにもかかわらず、戸や窓等の建具がガタガタ振動する。<br>部屋の置物が移動する 等 |
| 心 理 的 苦 情 | 低周波音を感じて不眠になる、気分がイライラする 等                       |
| 生 理 的 苦 情 | 低周波音を感じて頭痛や耳鳴りがする、吐き気がする、胸部や腹部に圧迫感を感じる 等        |

表 4 2 低周波音の発生源（例）

| 苦情の種類           | 具 体 例                    |
|-----------------|--------------------------|
| 平板の振動によるもの      | 大型の振動ふるい、道路橋、溢水ダムの放流 等   |
| 気流の脈動によるもの      | 空気圧縮機、真空ポンプ、ヒートポンプ給油機 等  |
| 気体の非定常励振によるもの   | 大型送風機、燃焼炉、風力発電 等         |
| 空気の急な圧縮・開放によるもの | 発破、爆発、鉄道トンネルへの高速での列車突入 等 |

低周波音については、統一された測定方法や法令に基づく規制基準、環境基準等が設定されていないため、比較的対策が難しい傾向にありますが、環境省が示している次のマニュアル等を参考に、対応等を行っています。

- 低周波音の測定方法に関するマニュアル（平成 12 年 10 月）
  - 低周波音防止対策事例集（平成 14 年 3 月）
  - 低周波音問題対応の手引書（平成 16 年 6 月）
  - 低周波音対応事例集（平成 20 年 12 月）
- （環境省HP：<http://www.env.go.jp/air/teishuha/index.html>）

## 騒音・振動に関するお問い合わせ先

- 市町村環境担当課
- 岡山県環境文化部環境管理課

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

TEL 086-226-7302 FAX 086-224-2147

E-mail [kankanri@pref.okayama.lg.jp](mailto:kankanri@pref.okayama.lg.jp)



## 今後のスケジュール（予定）

|             |                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 7 年 10 月 | 岡山県環境審議会からの答申                                                                                                                                                                                                                     |
| 令和 8 年 1 月  | 騒音規制法第 3 条及び振動規制法第 3 条に基づく町への意見照会                                                                                                                                                                                                 |
| 令和 8 年 3 月  | 県公報に告示（同日施行）※ <ul style="list-style-type: none"><li>・ 騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等（昭和 61 年岡山県告示第 349 号）の改正</li><li>・ 振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等（昭和 61 年岡山県告示第 350 号）の改正</li><li>・ 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（平成 11 年岡山県告示第 148 号）の改正</li></ul> |

※早島町内の用途地域の変更に係る決定告示に併せて施行

## 騒音規制法、振動規制法及び環境基本法等の関係法令

- 騒音規制法

(昭和 43 年法律第 98 号)

- 騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等

(昭和 61 年 4 月 1 日岡山県告示第 349 号)

- 振動規制法

(昭和 51 年法律第 64 号)

- 振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等

(昭和 61 年 4 月 1 日岡山県告示第 350 号)

- 騒音に係る環境基準について

(平成 10 年環境庁告示 64 号)

- 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

(平成 11 年 3 月 16 日岡山県告示第 148 号)

# 昭和四十三年法律第九十八号

## 騒音規制法

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 特定工場等に関する規制（第四条—第十三条）
- 第三章 特定建設作業に関する規制（第十四条・第十五条）
- 第四章 自動車騒音に係る許容限度等（第十六条—第十九条の二）
- 第五章 雑則（第二十条—第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条—第三十三条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

**第一条** この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

##### （定義）

**第二条** この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

3 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

4 この法律において「自動車騒音」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車であつて環境省令で定めるもの及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運行に伴い発生する騒音をいう。

##### （地域の指定）

**第三条** 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、関係町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 都道府県知事は、第一項の規定により地域を指定するときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

#### 第二章 特定工場等に関する規制

##### （規制基準の設定）

**第四条** 都道府県知事は、前条第一項の規定により地域を指定するときは、環境大臣が特定工場等において発生する騒音について規制する必要があるに於て昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに定める基準の範囲内において、当該地域について、これらの区分に対応する時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めなければならない。

2 町村は、前条第一項の規定により指定された地域（以下「指定地域」という。）の全部又は一部について、当該地域の自然的、社会的条件に特別の事情があるため、前項の規定により定められた規制基準によつては当該地域の住民の生活環境を保全することが十分でないと認めるときは、条例で、環境大臣の定める範囲内において、同項の規制基準に代えて適用すべき規制基準を定めることができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による規制基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

##### （規制基準の遵守義務）

**第五条** 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

##### （特定施設の設置の届出）

**第六条** 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類ごとの数
- 四 騒音の防止の方法
- 五 その他環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添附しなければならない。

##### （経過措置）

**第七条** 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内において工場若しくは事業場に特定施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の施設が特定施設となつた際現に指定地域内において工場若しくは事業場（その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者は、当該地域が指定地域となつた日又は当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

##### （特定施設の数等の変更の届出）

**第八条** 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項の変更が環境省令で定める範囲内である場合又は同項第四号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

##### （計画変更勧告）

**第九条** 市町村長は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十

日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(氏名の変更等の届出)

**第十条** 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(承継)

**第十一条** 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

**第十二条** 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前二項の規定は、第七条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から三年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第八条第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。

(小規模の事業者に対する配慮)

**第十三条** 市町村長は、小規模の事業者に対する第九条又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

### 第三章 特定建設作業に関する規制

(特定建設作業の実施の届出)

**第十四条** 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

三 特定建設作業の場所及び実施の期間

四 騒音の防止の方法

五 その他環境省令で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の附近の見取図その他環境省令で定める書類を添附しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

**第十五条** 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

3 市町村長は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。

### 第四章 自動車騒音に係る許容限度等

(許容限度)

**第十六条** 環境大臣は、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度を定めなければならない。

2 自動車騒音の防止を図るため、国土交通大臣は、道路運送車両法に基づく命令で、自動車騒音に係る規制に関し必要な事項を定める場合には、前項の許容限度が確保されるように考慮しなければならない。

(測定に基づく要請及び意見)

**第十七条** 市町村長は、第二十一条の二の測定を行つた場合において、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、国家公安委員会に協議しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により要請する場合を除くほか、第二十一条の二の測定を行つた場合において必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

(常時監視)

**第十八条** 都道府県知事（市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長。次項において同じ。）は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

(公表)

**第十九条** 都道府県知事は、当該都道府県の区域（町村の区域に限る。）に係る自動車騒音の状況を公表するものとする。

2 市長は、当該市の区域に係る自動車騒音の状況を公表するものとする。

(環境大臣の指示)

**第十九条の二** 環境大臣は、自動車騒音により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事務に関し必要な指示をすることができる。

一 市町村長 第十七条第一項の規定による要請に関する事務及び同条第三項の規定による意見を述べることに係る事務

二 都道府県知事、市長又は第二十五条の政令で定める町村の長 第二十二条の規定による協力を求め、又は意見を述べることに係る事務

## 第五章 雑則

(報告及び検査)

**第二十条** 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(電気工作物等に係る取扱い)

**第二十一条** 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設（同法第二条第二項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）である特定施設を設置する者については、第六条から第十一条までの規定並びに第十二条第二項及び第十三条の規定（第九条に係る部分に限る。）を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。

2 前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」という。）は、第六条、第八条、第十条又は第十一条第三項の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による前項に規定する特定施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当する事項を当該特定施設の所在地を管轄する市町村長に通知するものとする。

3 市町村長は、第一項に規定する特定施設を設置する特定工場等において発生する騒音によりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、行政機関の長に対し、当該特定施設について、第九条又は第十二条第二項（第九条に係る部分に限る。）の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

4 行政機関の長は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を当該市町村長に通知するものとする。

5 市町村長は、第一項に規定する特定施設について、第十二条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令（同条第一項の規定による勧告に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

(騒音の測定)

**第二十一条の二** 市町村長は、指定地域について、騒音の大きさを測定するものとする。

(関係行政機関の協力)

**第二十二条** 都道府県知事又は市長は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況等に関する資料の送付その他の協力を求め、又は騒音の防止に関し意見を述べるることができる。

(国の援助)

**第二十三条** 国は、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音の防止のための施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究の推進等)

**第二十四条** 国は、騒音を発生する施設の改良のための研究、騒音の生活環境に及ぼす影響の研究その他騒音の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(権限の委任)

**第二十四条の二** この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(政令で定める町村の長による事務の処理)

**第二十五条** この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める町村の長が行うこととすることができる。

(事務の区分)

**第二十六条** 第十八条の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(条例との関係)

**第二十七条** この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される特定工場等において発生する騒音に関し、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、この法律とは別の見地から、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

2 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される工場若しくは事業場であつて特定工場等以外のもの又は指定地域内において建設工事として行なわれる作業であつて特定建設作業以外のものについて、その工場若しくは事業場において発生する騒音又はその作業に伴つて発生する騒音に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

(深夜騒音等の規制)

**第二十八条** 飲食店営業等に係る深夜における騒音、拡声機を使用する放送に係る騒音等の規制については、地方公共団体が、住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときは、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、営業時間を制限すること等により必要な措置を講ずるようにしなければならない。

## 第六章 罰則

**第二十九条** 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

**第三十一条** 第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

**第三十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

**第三十三条** 第十条、第十一条第三項又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

**附 則 抄**

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (昭和四五年四月一三日法律第一八号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (昭和四五年六月一日法律第一〇八号) 抄**

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

7 この法律の施行前に、公共用水域の水質の保全に関する法律第二十一条、大気汚染防止法第二十二条又は騒音規制法第十六条の規定によつて申立てのあつた和解の仲介については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

**附 則 (昭和四五年一二月二五日法律第一三五号) 抄**

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (昭和四六年五月三一日法律第八八号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

(経過措置)

**第四十一条** この法律の施行の際現にこの法律による改正前の鳥獣保護及狩猟二関スル法律、農業取締法、温泉法、工業用水法、自然公園法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、公害防止事業団法、大気汚染防止法、騒音規制法、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法、水質汚濁防止法又は農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（以下「整理法」という。）の規定により国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の整理法の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の整理法の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の整理法の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

**附 則 (平成六年六月二四日法律第四二号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成七年四月二一日法律第七五号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成一一年五月二一日法律第五〇号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定並びに附則第八条から第十条まで、第十九条（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十条の六第一項第三号の改正規定及び第五十七条の八第一項第三号の改正規定に限る。）、第二十五条（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十七条第二項の改正規定中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。）、第二十六条（騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二十一条第一項の改正規定中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。）、第三十条及び第三十一条（振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第十八条第一項の改正規定中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。）の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

**附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七條、第百五十七條第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三條、第百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

(国等の事務)

**第百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

**第百六十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の

日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

**第百六十一条** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

**第百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十一条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一二年五月三一日法律第九一号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一五年六月一八日法律第九二号） 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一及び二 略

- 三 第二条の規定並びに附則第七条、第八条、第九条第五項、第十二条から第十四条まで、第四十四条、第四十七条、第四十九条、第五十条（「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める部分に限る。）、第五十二条及び第五十三条の規定 平成十六年四月一日

附 則（平成一六年六月九日法律第九四号） 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第七条及び第二十八条の規定は公布の日から、附則第四条第一項から第五項まで及び第九項から第十一項まで、第五条並びに第六条の規定は平成十六年十月一日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

**第二十六条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第二十七条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令委任)

**第二十八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一七年四月二七日法律第三三号） 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

**第二十四条** この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則（平成二三年六月二二日法律第七〇号） 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替への円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二條（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七條から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第百二條（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第百三条、第百五条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第百七條、第百八條、第百十五條（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第百十六條（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第百十八條（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六條及び第十八條の改正規定に限る。）、第百二十條（都市計画法第六條の二、第七條の二、第八條、第十條の二から第十二條の二まで、第十二條の四、第十二條の五、第十二條の十、第十四條、第二十條、第二十三條、第三十三條及び第五十八條の二の改正規定を除く。）、第百二十一条（都市再開発法第七條の四から第七條の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第百三十九條の三、第百四十一條の二及び第百四十二條の改正規定に限る。）、第百二十五條（公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定を除く。）、第百二十八條（都市緑地法第二十條及び第三十九條の改正規定を除く。）、第百三十一條（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第百四條及び第百九條の二の改正規定に限る。）、第百四十二條（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。）、第百四十五條、第百四十六條（被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く。）、第百四十九條（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十條、第二十一條、第百九十一條、第百九十二條、第百九十七條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。）、第百五十五條（都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定に限る。）、第百五十六條（マンションの建替への円滑化等に関する法律第百二條の改正規定を除く。）、第百五十七條、第百五十八條（景観法第五十七條の改正規定に限る。）、第百六十條（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一條及び第十三條の改正規定に限る。）、第百六十二條（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十條、第十二條、第十三條、第三十六條第二項及び第五十六條の改正規定に限る。）、第百六十五條（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四條及び第二十九條の改正規定に限る。）、第百六十九條、第百七十一條（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一條の改正規定に限る。）、第百七十四條、第百七十八條、第百八十二條（環境基本法第十六條及び第四十條の二の改正規定に限る。）及び第百八十七條（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五條の改正規定、同法第二十八條第九項の改正規定（「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九條第四項の改正規定（「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四條及び第三十五條の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三條、第十五條から第二十四條まで、第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條第一項から第三項まで、第三十條から第三十二條まで、第三十八條、第四十四條、第四十六條第一項及び第四項、第四十七條から第四十九條まで、第五十一條から第五十三條まで、第五十五條、第五十八條、第五十九條、第六十一條から第六十九條まで、第七十一條、第七十二條第一項から第三項まで、第七十四條から第七十六條まで、第七十八條、第八十條第一項及び第三項、第八十三條、第八十七條（地方税法第五百八十七條の二及び附則第十一條の改正規定を除く。）、第八十九條、第九十條、第九十二條（高速自動車国道法第二十五條の改正規定に限る。）、第百一條、第百二條、第百五條から第百七條まで、第百十二條、第百十七條（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四條第八項の改正規定に限る。）、第百十九條、第百二十一條の二並びに第百二十三條第二項の規定 平成二十四年四月一日

（騒音規制法の一部改正に伴う経過措置）

**第七十四条** 都道府県知事が、第百六十九條の規定の施行に際し、同條の規定による改正前の騒音規制法第三条第一項の規定により指定した地域（市の区域内の地域に限る。）を廃止しようとする場合においては、同條第二項後段の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

**第八十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一二月一四日法律第一二二号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六條、第八條、第九條及び第十三條の規定 公布の日

附 則 （平成二六年六月一八日法律第七二号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。



---

一 第五百九条の規定 公布の日

○騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等

昭和六十一年四月一日

岡山県告示第三百四十九号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等を次のとおり定める。

騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等

(規制地域)

第一条 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号。次条において「法」という。）第三条第一項に規定する特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、別表第一の指定地域欄に掲げる地域とする。

(平一二告示一九七・一部改正)

(特定工場等における規制基準)

第二条 法第四条第一項に規定する特定工場等において発生する騒音の規制基準は、次のとおりとする。

| 区域の区分 | 時間の区分                |                                     |                         |
|-------|----------------------|-------------------------------------|-------------------------|
|       | 昼間<br>(午前七時から午後八時まで) | 朝・夕<br>(午前五時から午前七時まで及び午後八時から午後十時まで) | 夜間<br>(午後十時から翌日の午前五時まで) |
| 第一種区域 | 五十デシベル               | 四十五デシベル                             | 四十デシベル                  |
| 第二種区域 | 六十デシベル               | 五十デシベル                              | 四十五デシベル                 |
| 第三種区域 | 六十五デシベル              | 六十デシベル                              | 五十デシベル                  |
| 第四種区域 | 七十デシベル               | 六十五デシベル                             | 五十五デシベル                 |

備考

- 第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲五十メートルの区域における当該基準は、当該各欄に掲げる値から五デシベルを減じた値とする。
  - 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校
  - 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する保育所
  - 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
  - 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館
  - 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム
  - 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園
- 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ別表第一の第一種区域

欄、第二種区域欄、第三種区域欄及び第四種区域欄に掲げる区域をいう。

(昭六一告示五一・平五告示二八九・平五告示七八四・平一〇告示二五二の三・平一二告示一九七・平一三告示一八七・平一八告示五七九・平二七告示二六〇・一部改正)

(特定建設作業に係る騒音の規制に関する区域)

第三条 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年／厚生省／建設省／告示第一号）の別表の第一号に規定する知事が指定する区域は、次のとおりとする。

一 別表第一の第一種区域欄、第二種区域欄及び第三種区域欄に掲げる区域

二 別表第一の第四種区域欄に掲げる区域内に所在する前条の表の備考1の各号に掲げる施設の敷地の周囲八十メートルの区域

(平一二告示一九七・一部改正)

(自動車騒音の限度に関する区域)

第四条 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年総理府令第十五号）の別表の備考に規定する知事が定める区域は、別表第二のとおりとする。

(平一二告示一九七・全改、平一二告示六四一・一部改正)

附 則

(施行期日)

- この告示は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、別表中神郷町及び落合町に係る部分の規定は、昭和六十一年十月一日から施行する。  
(関係告示の廃止)
- 昭和四十九年岡山県告示第五百九十五号（騒音規制法に基づく特定工場等の騒音及び特定建設作業の騒音の規制地域並びに騒音規制基準）は、廃止する。

附 則（昭和六一年告示第五一一号）

この告示は、昭和六十一年六月二十七日から施行する。

附 則（昭和六二年告示第三七一号）

この告示は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則（昭和六三年告示第三四六号）

この告示は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則（平成元年告示第三九五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年告示第三五一号）

この告示は、平成二年十月一日から施行する。

附 則（平成五年告示第二八九号）

この告示は、平成五年十月一日から施行する。

附 則（平成五年告示第七八四号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年告示第二五八号）

この告示は、平成六年十月一日から施行する。ただし、別表の備考2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年告示第二三六号）

この告示は、平成七年十月一日から施行する。

附 則（平成七年告示第四九四号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号）第一条の規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、同条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項の告示の日までの間は、この告示による改正前の昭和六十一年岡山県告示第三百四十九号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成八年告示第三三七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年告示第二二三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年告示第二五二号の三）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年告示第一九七号）

この告示は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年告示第六四一号）

この告示は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年告示第一八七号）

この告示は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の表の備考一第三号の改正規定 公布の日

二 別表第一の備考二及び別表第二の備考二の改正規定 平成十三年四月一日

附 則（平成一四年告示第一五一号）

この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年告示第五五八号）

この告示は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成一六年告示第六一四号）

この告示は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成一七年告示第一一〇号）

この告示は、平成十七年二月二十八日から施行する。

附 則（平成一七年告示第一一一号）

この告示は、平成十七年三月一日から施行する。

附 則（平成一七年告示第一三〇号）

この告示は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則（平成一七年告示第二〇一号）

この告示は、平成十七年三月二十二日から施行する。

附 則（平成一七年告示第二三三号）

この告示は、平成十七年三月三十一日から施行する。

附 則（平成一七年告示第四六六号）

この告示は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一八年告示第七七号）

この告示は、平成十八年三月一日から施行する。

附 則（平成一八年告示第一三〇号）

この告示は、平成十八年三月二十一日から施行する。

附 則（平成一八年告示第五七九号）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年告示第二一号）

この告示は、平成十九年一月二十二日から施行する。

附 則（平成一九年告示第一六二号）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年告示第五三九号）

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年告示第三二二号）

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年告示第一八七号）

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年告示第二六〇号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年告示第四八号）  
この告示は、平成二十八年八月一日から施行する。

別表第一（第一条―第三条関係）

（昭六二告示三七一・昭六三告示三四六・平元告示三九五・平二告示三五一・平五告示二八九・平六告示二五八・平七告示二三六・平七告示四九四・平八告示三三七・平九告示二二三・平一〇告示二五二の三・一部改正、平一二告示一九七・旧別表・一部改正、平一三告示一八七・平一四告示一五一・平一六告示五五八・平一六告示六一四・平一七告示一一〇・平一七告示一一一・平一七告示一三〇・平一七告示二〇一・平一七告示二三三・平一七告示四六六・平一八告示七七・平一八告示一三〇・平一八告示五七九・平一九告示二一・平一九告示一六二・平一九告示五三九・平二二告示三二二・平二四告示一八七・平二八告示四八・一部改正）

| 町村  | 指定地域                                  |                                                                                                |                                                 |               |
|-----|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------|
|     | 第一種区域                                 | 第二種区域                                                                                          | 第三種区域                                           | 第四種区域         |
| 和気町 | 平成十八年二月二十八日現在における和気町の区域のうち第一種低層住居専用地域 | 津瀬、米沢、佐伯、父井原、矢田部、宇生、田賀、小坂、加三方、矢田及び塩田並びに平成十八年二月二十八日現在における和気町の区域のうち第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域 | 平成十八年二月二十八日現在における和気町の区域のうち商業地域、準工業地域及び用途地域以外の地域 |               |
| 早島町 | 第一種低層住居専用地域                           | 第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、用途地域以外の地域                                                                 | 近隣商業地域、準工業地域                                    | 工業地域          |
| 里庄町 |                                       | 新庄グリーンレストの全域及び浜中の一部（別図のとおり）                                                                    | 第二種区域及び第四種区域以外の地域                               | 新庄の一部（別図のとおり） |
| 矢掛町 |                                       | 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域                                                              | 近隣商業地域、準工業地域                                    | 工業地域          |
| 勝央町 | 第一種低層住居専用                             | 第二種中高層住居専                                                                                      | 近隣商業地域、準工業                                      |               |

|       | 地域          | 用地域、第一種住居地域、準住居地域                    | 地域                                                  |  |
|-------|-------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------|--|
| 久米南町  |             |                                      | 下弓削、下二ヶ、上二ヶ、仏教寺及び上神目の全域並びに別所及び山手の各一部（別図のとおり）        |  |
| 美咲町   |             | 平成十七年三月二十一日現在における柵原町の区域のうち第三種区域以外の地域 | 百々、行信、書副、周佐、藤田上、柵原、高下、飯岡、塚角、大戸下、藤原及び吉ヶ原の各一部（別図のとおり） |  |
| 吉備中央町 | 第一種低層住居専用地域 | 第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域         | 商業地域、準工業地域                                          |  |

備考

- 都市計画区域とは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により定められた区域をいい、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域とは同法第八条第一項第一号の規定により定められた地域をいう。
- 別図は省略し、関係図面とともに岡山県環境文化部環境管理課及び関係町村役場に備え縦覧に供する。

別表第二（第四条関係）

（平一二告示一九七・追加、平一三告示一八七・平一四告示一五一・平一六告示五五八・平一六告示六一四・平一七告示一一〇・平一七告示一一一・平一七告示一三〇・平一七告示二〇一・平一七告示二三三・平一七告示四六六・平一八告示七七・平一八告示一三〇・平一八告示五七九・平一九告示二一・平一九告示一六二・平一九告示五三九・平二二告示三二二・平二四告示一八七・平二八告示四八・一部改正）

| 町村  | 指定地域                       |                            |                            |
|-----|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
|     | a区域                        | b区域                        | c区域                        |
| 和気町 | 平成十八年二月二十八日現在における和気町の区域のうち | 津瀬、米沢、佐伯、父井原、矢田部、宇生、田賀、小坂、 | 平成十八年二月二十八日現在における和気町の区域のうち |

|       |                              |                                                                   |                                                     |
|-------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
|       | 第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域    | 加三方、矢田及び塩田並びに平成十八年二月二十八日現在における和気町の区域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び用途地域以外の地域 | 商業地域及び準工業地域                                         |
| 早島町   | 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域     | 第一種住居地域、用途地域以外の地域                                                 | 近隣商業地域、準工業地域、工業地域                                   |
| 里庄町   | 新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部（別図のとおり） |                                                                   | a区域以外の地域                                            |
| 矢掛町   | 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域    | 第一種住居地域                                                           | 近隣商業地域、準工業地域、工業地域                                   |
| 勝央町   | 第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域     | 第一種住居地域、準住居地域                                                     | 近隣商業地域、準工業地域                                        |
| 久米南町  |                              |                                                                   | 下弓削、下二ヶ、上二ヶ、仏教寺及び上神目の全域並びに別所及び山手の各一部（別図のとおり）        |
| 美咲町   |                              | 平成十七年三月二十一日現在における柵原町の区域のうちc区域以外の地域                                | 百々、行信、書副、周佐、藤田上、柵原、高下、飯岡、塚角、大戸下、藤原及び吉ヶ原の各一部（別図のとおり） |
| 吉備中央町 | 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域     | 第一種住居地域、第二種住居地域                                                   | 商業地域、準工業地域                                          |

備考

- 1 都市計画区域とは都市計画法第五条の規定により定められた区域をいい、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域とは同法第八条第一項第一号の規定により定められた地域をいう。
- 2 別図は省略し、関係図面とともに岡山県環境文化部環境管理課及び関係町村役場に備え縦覧に供する。

# 昭和五十一年法律第六十四号

## 振動規制法

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 特定工場等に関する規制（第四条—第十三条）
- 第三章 特定建設作業に関する規制（第十四条・第十五条）
- 第四章 道路交通振動に係る要請（第十六条）
- 第五章 雑則（第十七条—第二十三条）
- 第六章 罰則（第二十四条—第二十八条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

**第一条** この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

##### （定義）

**第二条** この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

3 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

4 この法律において「道路交通振動」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。）が道路を通行することに伴い発生する振動をいう。

##### （地域の指定）

**第三条** 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、関係町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

#### 第二章 特定工場等に関する規制

##### （規制基準の設定）

**第四条** 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定をするときは、環境大臣が特定工場等において発生する振動について規制する必要がある程度に応じて昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに定める基準の範囲内において、当該指定に係る地域について、これらの区分に対応する時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めなければならない。

2 町村は、前条第一項の規定により指定された地域（以下「指定地域」という。）の全部又は一部について、当該地域の自然的、社会的条件に特別の事情があるため、前項の規定により定められた規制基準によつては当該地域の住民の生活環境を保全することが十分でないと認めるときは、条例で、環境大臣の定める範囲内において、同項の規制基準に代えて適用すべき規制基準を定めることができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による規制基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

##### （規制基準の遵守義務）

**第五条** 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

##### （特定施設の設置の届出）

**第六条** 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類及び能力ごとの数
- 四 振動の防止の方法
- 五 特定施設の使用の方法
- 六 その他環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

##### （経過措置）

**第七条** 一の地域が指定地域となつた際にその地域内において工場若しくは事業場に特定施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の施設が特定施設となつた際に指定地域内において工場若しくは事業場（その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者は、当該地域が指定地域となつた日又は当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

##### （特定施設の変更等の届出）

**第八条** 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号から第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している特定施設以外の施設が特定施設となつたときは、当該特定施設以外の施設が特定施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、第六条第一項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

3 第六条第二項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

**第九条** 市町村長は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(氏名の変更等の届出)

**第十条** 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(承継)

**第十一条** 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

**第十二条** 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 前二項の規定は、第七条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から三年間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、四年間）は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第八条第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。

(小規模の事業者に対する配慮)

**第十三条** 市町村長は、小規模の事業者に対する第九条又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

### 第三章 特定建設作業に関する規制

(特定建設作業の実施の届出)

**第十四条** 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

三 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間

四 振動の防止の方法

五 その他環境省令で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

**第十五条** 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによつて公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないよう配慮しなければならない。

### 第四章 道路交通振動に係る要請

(測定に基づく要請)

**第十六条** 市町村長は、第十九条の測定を行つた場合において、指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、国家公安委員会に協議しなければならない。

3 道路管理者は、第一項の要請があつた場合において、道路交通振動の防止のため必要があると認めるときは、当該道路の部分の舗装、維持又は修繕の措置を執るものとする。

### 第五章 雑則

(報告及び検査)

**第十七条** 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設

を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(電気工作物等に係る取扱い)

**第十八条** 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設（同法第二条第二項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）である特定施設を設置する者については、第六条から第十一条までの規定並びに第十二条第二項及び第十三条の規定（第九条に係る部分に限る。）を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。

2 前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」という。）は、第六条、第八条第一項、第十条又は第十一条第三項の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による前項に規定する特定施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当する事項を当該特定施設の所在地を管轄する市町村長に通知するものとする。

3 市町村長は、第一項に規定する特定施設を設置する特定工場等において発生する振動によりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、行政機関の長に対し、当該特定施設について、第九条又は第十二条第二項（第九条に係る部分に限る。）の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

4 行政機関の長は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を当該市町村長に通知するものとする。

5 市町村長は、第一項に規定する特定施設について、第十二条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令（同条第一項の規定による勧告に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。  
(振動の測定)

**第十九条** 市町村長は、指定地域について、振動の大きさを測定するものとする。

(関係行政機関の協力)

**第二十条** 都道府県知事又は市長は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、特定施設、特定建設作業若しくは道路交通振動の状況に関する資料の送付その他の協力を求め、又は振動の防止に関し意見を述べることができる。

(国の援助)

**第二十一条** 国は、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴つて発生する振動の防止のための施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究の推進等)

**第二十二条** 国は、振動を発生する施設の改良のための研究、振動の生活環境に及ぼす影響の研究その他振動の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(条例との関係)

**第二十三条** この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される特定工場等において発生する振動に関し、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、この法律とは別の見地から、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

2 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される工場若しくは事業場であつて特定工場等以外のもの又は指定地域内において建設工事として行われる作業であつて特定建設作業以外のものについて、その工場若しくは事業場において発生する振動又はその作業に伴つて発生する振動に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

## 第六章 罰則

**第二十四条** 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第二十五条** 第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第二十六条** 第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

**第二十七条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

**第二十八条** 第十条、第十一条第三項又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成六年六月二四日法律第四二号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成七年四月二一日法律第七五号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一一年五月二一日法律第五〇号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定並びに附則第八条から第十条まで、第十九条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十条の六第一項第三号の改正規定及び第五十七条の八第一項第三号の改正規定に限る。）、第二十五条（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十七条第二項の改正規定中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。）、第二十六条（騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二十一条第一項の改正規定中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。）、第三十条及び第三



十一条（振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第十八条第一項の改正規定中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。）の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

**附 則（平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第百五十七條第四項から第六項まで、第百六十條、第百六十三條、第百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（国等の事務）

**第百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

**第百六十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

**第百六十一条** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

**第百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十一条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

**附 則（平成十二年五月三十一日法律第九一号） 抄**

（施行期日）

- 1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

**附 則（平成一五年六月一八日法律第九二号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一及び二 略

- 三 第二条の規定並びに附則第七条、第八条、第九条第五項、第十二条から第十四条まで、第四十四条、第四十七条、第四十九条、第五十条（「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める部分に限る。）、第五十二条及び第五十三条の規定 平成十六年四月一日

**附 則（平成一六年六月九日法律第九四号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第七条及び第二十八条の規定は公布の日から、附則第四条第一項から第五項まで及び第九項から第十一項まで、第五条並びに第六条の規定は平成十六年十月一日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

**第二十六条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第二十七条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令委任)

**第二十八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二條（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第百三条、第百五条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第百七条、第百八条、第百十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第百十六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第百十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第百二十条（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八條の二の改正規定を除く。）、第百二十一条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八條、第九十九條の八、第百三十九條の三、第百四十一条の二及び第百四十二条の改正規定に限る。）、第百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七條、第百四条及び第百九條の二の改正規定に限る。）、第百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第百四十五条、第百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十七条、第二百三十三條、第二百四十一条、第二百八十三條、第三百一十一条及び第三百十八條の改正規定に限る。）、第百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定を除く。）、第百五十七條、第百五十八條（景観法第五十七條の改正規定に限る。）、第百六十條（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三條の改正規定に限る。）、第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二條、第十三條、第三十六條第二項及び第五十六條の改正規定に限る。）、第百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九條の改正規定に限る。）、第百六十九條、第百七十一條（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第百七十四條、第百七十八條、第百八十二条（環境基本法第十六條及び第四十條の二の改正規定に限る。）及び第百八十七條（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五條の改正規定、同法第二十八條第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九條第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四條及び第三十五條の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三條、第十五條から第二十四條まで、第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條第一項から第三項まで、第三十條から第三十二條まで、第三十八條、第四十四條、第四十六條第一項及び第四項、第四十七條から第四十九條まで、第五十一條から第五十三條まで、第五十五條、第五十八條、第五十九條、第六十一條から第六十九條まで、第七十一條、第七十二條第一項から第三項まで、第七十四條から第七十六條まで、第七十八條、第八十條第一項及び第三項、第八十三條、第八十七條（地方税法第五百八十七條の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九條、第九十條、第九十二條（高速自動車国道法第二十五條の改正規定に限る。）、第百一条、第百二條、第百五條から第百七條まで、第百十二條、第百十七條（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第百十九條、第百二十一条の二並びに第百二十三條第二項の規定 平成二十四年四月一日

(振動規制法の一部改正に伴う経過措置)

**第七十八条** 都道府県知事が、第百七十八條の規定の施行に際し、同條の規定による改正前の振動規制法第三条第一項の規定により指定した地域（市の区域内の地域に限る。）を廃止しようとする場合においては、同條第二項後段の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

**第八十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二十三年一月四日法律第一二二号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 （平成二六年六月一八日法律第七二号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

---

○振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等

昭和六十一年四月一日

岡山県告示第三百五十号

振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等を次のとおり定める。

振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等

(規制地域)

第一条 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号。次条において「法」という。）第三条第一項に規定する振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域は、別表の指定地域欄に掲げる地域とする。

(特定工場等における規制基準)

第二条 法第四条第一項に規定する特定工場等において発生する振動の規制基準は、次のとおりとする。

| 区域の区分 | 時間の区分                |                         |
|-------|----------------------|-------------------------|
|       | 昼間<br>(午前七時から午後八時まで) | 夜間<br>(午後八時から翌日の午前七時まで) |
| 第一種区域 | 六十デシベル               | 五十五デシベル                 |
| 第二種区域 | 六十五デシベル              | 六十デシベル                  |

備考

1 次に掲げる施設の敷地の周囲五十メートルの区域における当該基準は、当該各欄に掲げる値から五デシベルを減じた値とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する保育所
- 三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- 四 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館
- 五 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム
- 六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

2 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ別表の第一種区域欄及び第二種区域欄に掲げる区域をいう。

(昭六一告示五一二・平五告示二八八・平一〇告示二五二の四・平一三告示一八八・平一八告示五八〇・平二七告示二六一・一部改正)

(特定建設作業に係る振動の規制に関する区域)

第三条 振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号。次条において「規則」という。）

別表第一の付表第一号に規定する知事が指定する区域は、別表の指定地域欄に掲げる地域のうち、前条の表の備考1の各号に掲げる施設の敷地の周囲八十メートルの区域以外の工業地域以外の区域とする。

(平七告示二三七・全改、平八告示三三八・平一〇告示二五二の四・平一三告示一八八・平一七告示四六七・平一八告示一三一・平二二告示三二三・平二四告示一八八・一部改正)

(道路交通振動の限度に関する区域及び時間)

第四条 規則別表第二の備考1に規定する知事が定める区域は、次のとおりとする。

- 一 第一種区域 別表の第一種区域欄に掲げる区域
- 二 第二種区域 別表の第二種区域欄に掲げる区域

2 規則別表第二の備考2に規定する知事が定める時間は、次のとおりとする。

- 一 昼間 午前七時から午後八時まで
- 二 夜間 午後八時から翌日の午前七時まで

附 則

(施行期日)

1 この告示は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、別表中神郷町及び落合町に係る部分の規定は、昭和六十一年十月一日から施行する。

(関係告示の廃止)

2 次に掲げる告示は廃止する。

- 一 昭和五十三年岡山県告示第二百四十八号（振動規制法に基づく地域の指定）
- 二 昭和五十三年岡山県告示第二百四十九号（振動規制法に基づく規制基準の設定）
- 三 昭和五十三年岡山県告示第二百五十号（特定建設作業に係る振動規制に関する区域指定）
- 四 昭和五十三年岡山県告示第二百五十一号（道路交通振動の限度に関する区域及び時間の区分）

附 則（昭和六一年告示第五一二号）

この告示は、昭和六十一年六月二十七日から施行する。

附 則（昭和六二年告示第三七二号）

この告示は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則（昭和六三年告示第三四八号）

この告示は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則（平成元年告示第三九六号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年告示第三五二号）

この告示は、平成二年十月一日から施行する。

附 則（平成五年告示第二八八号）

この告示は、平成五年十月一日から施行する。

附 則（平成六年告示第二五九号）

この告示は、平成六年十月一日から施行する。ただし、別表の備考2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年告示第二三七号）

この告示は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年告示第四九五号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号）第一条の規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、同条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項の告示の日までの間は、この告示による改正前の昭和六十一年岡山県告示第三百五十号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成八年告示第三三八号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年告示第二二四号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年告示第二五二号の四）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年告示第一八八号）

この告示は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の表の備考一第三号の改正規定 公布の日

二 第三条の表の備考及び別表の備考二の改正規定 平成十三年四月一日

附 則（平成一四年告示第一五二号）

この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年告示第五五九号）

この告示は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成一六年告示第六一五号）

この告示は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成一七年告示第一一二号）

この告示は、平成十七年二月二十八日から施行する。

附 則（平成一七年告示第一一三号）

この告示は、平成十七年三月一日から施行する。

附 則（平成一七年告示第一三一号）

この告示は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則（平成一七年告示第二〇二号）

この告示は、平成十七年三月二十二日から施行する。

附 則（平成一七年告示第二三四号）

この告示は、平成十七年三月三十一日から施行する。

附 則（平成一七年告示第四六七号）

この告示は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一八年告示第七八号）

この告示は、平成十八年三月一日から施行する。

附 則（平成一八年告示第一三一号）

この告示は、平成十八年三月二十一日から施行する。

附 則（平成一八年告示第五八〇号）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年告示第二三号）

この告示は、平成十九年一月二十二日から施行する。

附 則（平成一九年告示第一六三号）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年告示第五四〇号）

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年告示第三二三号）

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年告示第一八八号）

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年告示第二六一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年告示第四九号）

この告示は、平成二十八年八月一日から施行する。

別表（第一条—第四条関係）

（昭六二告示三七二・昭六三告示三四八・平元告示三九六・平二告示三五二・平五告示二八八・平六告示二五九・平七告示二三七・平七告示四九五・平八告示三三八・平九告示二二四・

平一〇告示二五二の四・平一三告示一八八・平一四告示一五二・平一六告示五五九・平一六告示六一五・平一七告示一一二・平一七告示一一三・平一七告示一三一・平一七告示二〇二・平一七告示二三四・平一七告示四六七・平一八告示七八・平一八告示一三一・平一八告示五八〇・平一九告示二三・平一九告示一六三・平一九告示五四〇・平二二告示三二三・平二四告示一八八・平二七告示二六一・平二八告示四九（一部改正）

| 町村    | 指定地域                                                                                                       |                                                     |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
|       | 第一種区域                                                                                                      | 第二種区域                                               |
| 和気町   | 津瀬、米沢、佐伯、父井原、矢田部、宇生、田賀、小坂、加三方、矢田及び塩田並びに平成十八年二月二十八日現在における和気町の区域のうち第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域 | 平成十八年二月二十八日現在における和気町の区域のうち商業地域、準工業地域及び用途地域以外の地域     |
| 早島町   | 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、用途地域以外の地域                                                                 | 近隣商業地域、準工業地域、工業地域                                   |
| 里庄町   | 新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部（別図のとおり）                                                                               | 第一種区域以外の地域                                          |
| 矢掛町   | 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域                                                                          | 近隣商業地域、準工業地域、工業地域                                   |
| 勝央町   | 第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域                                                                     | 近隣商業地域、準工業地域                                        |
| 久米南町  |                                                                                                            | 下弓削、下二ヶ、上二ヶ、仏教寺及び上神目の全域並びに別所及び山手の各一部（別図のとおり）        |
| 美咲町   | 平成十七年三月二十一日現在における柵原町の区域のうち第二種区域以外の地域                                                                       | 百々、行信、書副、周佐、藤田上、柵原、高下、飯岡、塚角、大戸下、藤原及び吉ヶ原の各一部（別図のとおり） |
| 吉備中央町 | 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域                                                                   | 商業地域、準工業地域                                          |

備考

- 1 都市計画区域とは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により定められた区域をいい、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、

商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域とは同法第八条第一項第一号の規定により定められた地域をいう。

- 2 別図は省略し、関係図面とともに岡山県環境文化部環境管理課及び関係町村役場に備え縦覧に供する。

騒音に係る環境基準について

平成10年9月30日環告64  
改正 平成12年3月28日環告20  
改正 平成17年5月26日環告45  
改正 平成24年3月30日環告54

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について次のとおり告示する。  
環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

| 地域の類型 | 基準値      |          |
|-------|----------|----------|
|       | 昼間       | 夜間       |
| A A   | 50デシベル以下 | 40デシベル以下 |
| A及びB  | 55デシベル以下 | 45デシベル以下 |
| C     | 60デシベル以下 | 50デシベル以下 |

（注）

- 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 地域の区分                                            | 基準値      |          |
|--------------------------------------------------|----------|----------|
|                                                  | 昼間       | 昼間       |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域                       | 60デシベル以下 | 60デシベル以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下 | 65デシベル以下 |

備考

車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。  
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 基準値                                                                                                                |          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 昼間                                                                                                                 | 夜間       |
| 70デシベル以下                                                                                                           | 65デシベル以下 |
| 備考<br>個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。 |          |

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。
1. （1）評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。  
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
2. （2）騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
3. （3）評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
4. （4）騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
5. （5）騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。
- なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

1. (1)道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
2. (2)道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち1の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

## 第2 達成期間等

1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。

1. (1)道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
2. (2)既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。  
ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。
3. (3)道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(2)を準用するものとする。

2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音とその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。

3 夜間の騒音レベルが73デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

## 第3 環境基準の適用除外について

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

## 附則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。



○騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

平成十一年三月十六日

岡山県告示第百四十八号

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定を次のとおり定める。

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定により、騒音に係る環境基準（平成十年九月三十日環境庁告示第六十四号）の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり定める。

地域の類型を当てはめる地域は、次の表の町村の区分欄に掲げる町村ごとに同表の地域の類型欄に掲げる地域とする。

| 町村の区分 | 地域の類型                                               |                                            |                                       |
|-------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------|
|       | A                                                   | B                                          | C                                     |
| 和気町   | 平成十八年二月二十八日現在における和気町の区域のうち第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域 | 平成十八年二月二十八日現在における和気町の区域のうち第一種住居地域及び第二種住居地域 | 平成十八年二月二十八日現在における和気町の区域のうち商業地域及び準工業地域 |
| 早島町   | 第一種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域                         | 第一種住居地域<br>用途地域以外の地域                       | 近隣商業地域 準工業地域<br>工業地域                  |
| 里庄町   | 新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部（別図のとおり）                        |                                            | A以外の地域                                |
| 矢掛町   | 第一種中高層住居専用地域<br>第二種中高層住居専用地域                        | 第一種住居地域                                    | 近隣商業地域 準工業地域<br>工業地域                  |
| 勝央町   | 第一種低層住居専用地域<br>第二種中高層住居専用地域                         | 第一種住居地域<br>準住居地域                           | 近隣商業地域 準工業地域                          |
| 吉備中央町 | 第一種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域                         | 第一種住居地域<br>第二種住居地域                         | 商業地域 準工業地域                            |

備考

- 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域とは、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた地域をいう。
- 別図は省略し、関係図面とともに岡山県環境文化部環境管理課及び関係町村役場に備え縦覧に供する。

附 則

（施行期日）

- この告示は、平成十一年四月一日から施行する。  
（関係告示の廃止）
- 昭和六十年岡山県告示第三百六十一号（騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定）は、廃止する。

附 則（平成一六年告示第五六一号）

この告示は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年告示第一一六号）

この告示は、平成十七年二月二十八日から施行する。

附 則（平成一七年告示第一一七号）

この告示は、平成十七年三月一日から施行する。

附 則（平成一七年告示第一三三号）

この告示は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則（平成一七年告示第二〇四号）

この告示は、平成十七年三月二十二日から施行する。

附 則（平成一七年告示第二三六号）

この告示は、平成十七年三月三十一日から施行する。

附 則（平成一七年告示第四六九号）

この告示は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一八年告示第八〇号）

この告示は、平成十八年三月一日から施行する。

附 則（平成一八年告示第一三三号）

この告示は、平成十八年三月二十一日から施行する。

附 則（平成一九年告示第二二号）

この告示は、平成十九年一月二十二日から施行する。

附 則（平成一九年告示第一六五号）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年告示第一九〇号）

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年告示第五〇号）

この告示は、平成二十八年八月一日から施行する。